

潮来市シンボルマーク



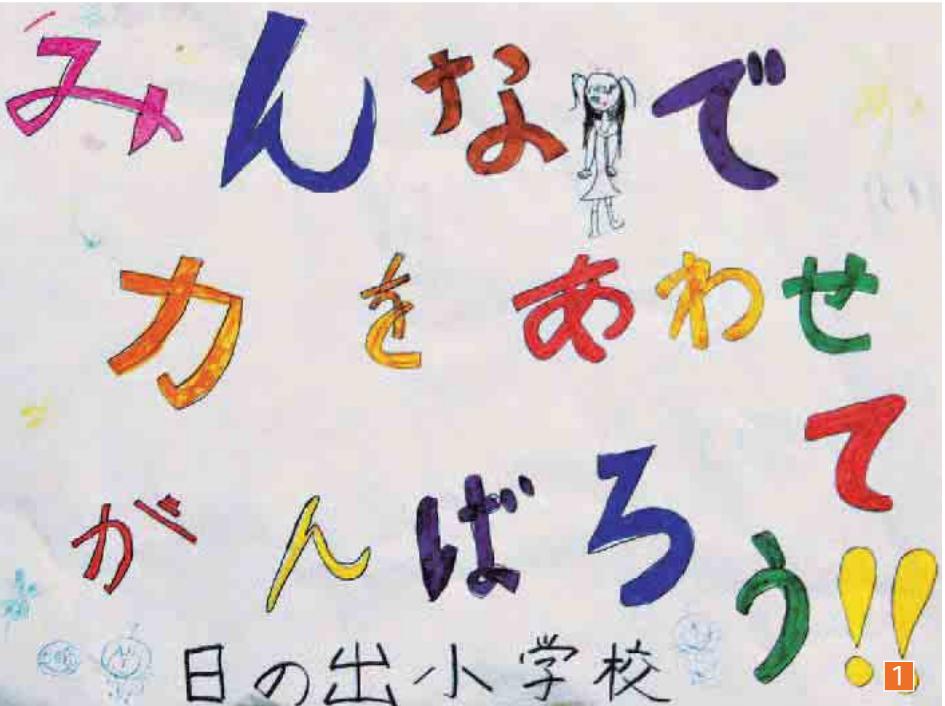
広報

いたこ

ITAKO Public Information



2



1



3



4



5

今、「心」をひとつに 力を合わせて

4

Contents

- ・東日本大震災これまでの経過.....2~5
- ・被災者支援制度.....6~9
- ・災害関連情報.....10~12
- ・潮来市からのお知らせ.....13~14
- ・5月のカレンダー.....15
- ・復興に向けて.....16

2011(平成23年)

- 1：子どもたちからのメッセージ
- 2：松田市長、大畠国土交通大臣へ支援を要望
- 3：茨城ゴールデンゴールズの野球教室
- 4：日の出小学校入学式
- 5：日野皓正さんの“がんばれ潮来市”ライブ

3・11 東日本大震災発生

震災直後

日の出地区被害甚大



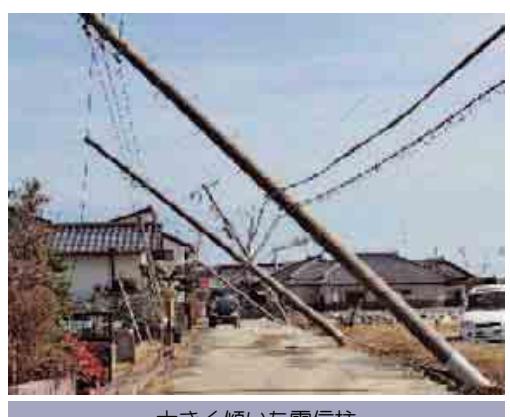
隆起した歩道（排水溝の蓋）



地盤沈下した歩道



液状化による地盤沈下とふき出た水



大きく傾いた電信柱

● ● ● これまでの主な経過 ● ● ●

四月十六日	四月二十一日	四月二十二日	四月二十三日	四月二十四日	四月二十五日	四月二十六日	四月二十七日	四月二十八日	四月二十九日	四月三十日	四月一日	四月二日	四月三日	四月四日	四月五日	四月六日	四月七日	四月八日	四月九日	四月十日	四月十一日	四月十二日	四月十三日	四月十四日	四月十五日	四月十六日
・橋本知事が日の出地区の被害状況を視察 ・被災者支援室設置	・日の出地区で地域住民、消防団、ボランティアなど約千五百人による復旧作業を実施 （三月十一日にさかのぼつて適用）	・松本市長はじめ液状化被害に遭った五市の首長、副知事と国土交通大臣、内閣府防災担当大臣、自由民主党政調会長などへ支援要望 ・内閣府防災担当職員が日の出地区の被害状況を視察	・市内全区長、民生委員、消防部長以上役員に被害状況の説明会を開催（以後、計六回開催） ・自衛隊の派遣（給水活動） ・情報版広報紙臨時号（災害情報）発行 （以後、計六回発行）	・市ホームページに加え、新たにツイッターを活用した地震関連情報提供開始 ・市内のホームベースで地域住民、消防団など約六百五十人による土のうづくりを実施 ・無料入浴サービスを開始（四月二十日現在、民間施設を含め七施設で実施） ・水道水の放射能度検査実施（以後、計五回の検査を実施、全て基準を下回る） ・潮来市が災害救助法の適用を受ける（四月二十日現在、計六回発行）	・午後二時四十六分 東北地方太平洋沖地震発生 ・午後三時 災害対策本部設置 ・小中学校等に避難所を八箇所設置 ・市役所女子職員による避難者への炊き出し開始 ・潮来市議会全員協議会（震災対応） ・給水所設置 ・政府が東北地方太平洋沖地震による災害を激甚災害に指定 ・市内全区長、民生委員、消防部長以上役員に被害状況の説明会を開催（以後、計六回開催） ・市役所女子職員による避難者への炊き出し開始 ・潮来市議会全員協議会（震災対応） ・給水所設置	・午後二時四十六分 東北地方太平洋沖地震発生 ・午後三時 災害対策本部設置 ・小中学校等に避難所を八箇所設置 ・市役所女子職員による避難者への炊き出し開始 ・潮来市議会全員協議会（震災対応） ・給水所設置																				

←・・・・・ 支援の輪広がる ・・・・・→

災害復旧・災害支援



市役所女子職員による避難者への炊き出し



地震直後設置された避難所



高校生ボランティアによる支援物資受付



自衛隊による給水活動



皆さんから寄せられた多くの支援物資



保健師による健康相談



地域住民による土砂の撤去



高校生ボランティアによる炊き出し

・・・・・ 支援の輪広がる ・・・・・

災害復旧・災害支援



潮来ホテルさんによる送迎バス付の無料入浴サービス



多くのボランティアの皆さんに支えられた無料入浴サービス



鹿島アントラーズ 本山選手や地元の小谷野選手をはじめ選手とコーチによるサッカー指導



南アルプス市からの救援物資



関西から駆けつけた下水道の特殊吸引車



千葉大学看護スタッフによる健康相談



下水道の夜間復旧工事



茨城県建築士会による無料住宅相談



ボランティアとして多くの高校生が活動

今、復興に向け！

液状化等への支援要望



柏田市長をはじめ利根川下流の5市長と山口副知事が額賀衆議院議員の案内のもと大畠国土交通大臣へ要望



テレビで放映された松本内閣府防災担当大臣への要望



橋本知事へ被害状況を説明し支援を要望



石破自由民主党政調会長へ住宅の手作りの模型で説明



日の出地区の液状化被害の視察に訪れた内閣府防災担当職員

平成23年3月11日（金）に発生した東日本大震災から一ヶ月半が経過いたしました。あらためまして、被災されました市民の皆さんに、心からお見舞いを申し上げます。

また、このたびの大震災に際し、あらためて、このたびの大震災に際し、あらためまして、被災されました市民の皆さんに、心からお見舞いを申し上げます。

やめサミットで交流のある山梨県南アルプス市をはじめとした全国の自治体や団体、個人の方々から人材や物資など、多くの温かいご支援をいただきました。また、市議会議員をはじめとしたボランティアの方々の活躍など、物心両面から励ましをいただきましたことに対しまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

市では、地震発生後、直ちに潮来市災害対策本部を立ち上げ、24時間体制で復旧への対策・対応に努めて参りました。

特に、水道・下水道において、日の出地区の皆さんには、たいへん迷惑をおかけしております。当初、日の出地区の仮復旧予定期を5月下旬とさせていたいたいたい、下水道の特殊吸引車や建設業組合・市管工事組合の皆さんによる昼夜に及び復旧工事により、1ヶ月前倒しとする4月24日（日）を応急復旧による利用予定期と掲げることができました。引き続き、水道・下水道の本復旧や道路につきましても、回復に努めて参ります。

また、液状化被害につきましては、

一人ひとりが、今、「心」をひとつに力を合わせて

東日本大震災から一ヶ月半が経過いたしました。あらためまして、被災されました市民の皆さんに、心からお見舞いを申し上げます。

また、このたびの大震災に際し、あらためて、このたびの大震災に際し、あらためまして、被災されました市民の皆さんに、心からお見舞いを申し上げます。

やめサミットで交流のある山梨県南アルプス市をはじめとした全国の自治体や団体、個人の方々から人材や物資など、多くの温かいご支援をいただきましたことに対しまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

市では、地震発生後、直ちに潮来市災害対策本部を立ち上げ、24時間体制で復旧への対策・対応に努めて参りました。

特に、水道・下水道において、日の出地区の皆さんには、たいへん迷惑をおかけしております。当初、日の出地区の仮復旧予定期を5月下旬とさせていたいたいたい、下水道の特殊吸引車や建設業組合・市管工事組合の皆さんによる昼夜に及び復旧工事により、1ヶ月前倒しとする4月24日（日）を応急復旧による利用予定期と掲げることができました。引き続き、水道・下水道の本復旧や道路につきましても、回復に努めて参ります。

また、液状化被害につきましては、

4月1日（月）に橋本知事へ、4月12

日（火）には、利根川下流5市（鹿

嶋・神栖・稻敷・香取・潮来市）の首

長と山口副知事により、額賀衆議院議

員の案内のものと、大畠国土交通大臣、

松本防災担当大臣、石破自由民主党政

調会長に液状化被害への支援拡大の要

望書を提出いたしました。その後、16

日（土）には、内閣府参事官補佐が

日の出地区液状化の現場を訪れ、来週

の26日（火）にも、内閣府の副大臣

が、本市の液状化について、調査をさ

れる予定になります。引き続

き、液状化被害への支援をいただける

よう、努めて参ります。

さらに、度重なる余震や福島第一原

子力発電所事故の影響により、今なお

予断を許さない状況が続いております。

特に、原発事故は、飲料水や農水産

物など、私たちの生活に影響を及ぼし

ており、また、農産品等における風評

被害も出てきていることから、国及び

東京電力においては、一刻も早い事態

の収束を図られることを強く望むもの

であります。

市といたしましては、今後とも、関

係機関と緊密な連携を図りながら、正

確な情報提供や被災者の方々への支援

など、迅速、的確な対応に努めて参り

ます。

本市は、これまで幾多の苦難や困難

を乗り越えてきた歴史があります。一

人ひとりが、今、「心」をひとつに力

を合わせて、助け合い、これまで以上

に元気な潮来を目指して参りましょう。

市民の皆さん、よろしくお願ひしま

す。

潮来市灾害対策本部長
潮来市長
柏田 千春

東日本大震災で資産に被害を受けられた皆さまへ

支援制度のご案内

東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた方へ、被害程度に応じて市税等の減免や、法令に基づく給付や資金の貸し付けが受けられる制度があります。制度の詳細や個別の相談は、表内の連絡先に記載の番号までお問い合わせください。

《TEL: 0299-63-1111(代表)》



地震被害に伴う市税減免及び給付制度等一覧（平成23年4月18日現在）

1. 市税・保険料等の減免制度

区分	減免項目	減免内容	連絡先
市税	平成23年度 固定資産税・都市計画税	被災した納税者の所有する土地、家屋（半壊以上）、償却資産に被害を被った場合に、その損害の程度により減免。 詳しい内容および申請受付時期については、決定次第お知らせします。	税務課 内線125, 126
	平成23年度 個人市民税	被災した納税者の所有する住宅等が、半壊以上の損害を被ったとき。 詳しい内容および申請受付時期については、決定次第お知らせします。	税務課 内線121, 123
	平成23年度 国民健康保険税	被災した納税者の所有する住宅等が、半壊以上の損害を被ったとき。 詳しい内容および申請受付時期については、決定次第お知らせします。	
保険料	平成23年度 介護保険料	市内に所有する自身の財産等に半壊以上の被害があった場合は、所得段階に応じて保険料を減免もしくは免除します。	
高齢者 関係	平成23年度 介護保険利用者負担額	市内に所有する自身の財産等に半壊以上の被害があった場合は、所得段階に応じて利用者負担額を減免もしくは免除します。	介護福祉課 内線390, 391
	潮来市軽度生活援助事業利用者負担額	潮来市軽度生活援助事業を利用している方で、生計中心者が震災により、住宅、家財もしくはその他財産について著しい損害を受けたとき。	
障害者 関係	障害者福祉サービス 利用者負担額	障害者自立支援法に基づく「介護給付費または訓練等給付費の支給」および「特例介護給付費または特例訓練等給付費の支給」について、被害の状況に応じ利用料を減額または免除します。	介護福祉課 内線393, 394
	地域生活支援事業 利用者負担額	地域生活支援事業に係る費用を、被害の状況に応じ減額または免除します。	
後期高齢者医療保険料 (茨城県後期高齢者医療広域連合)	災害によって住宅、家財、農作物等に著しい損害を受けたことによる収入の減少により、保険料を納めることが困難な方に対して、後期高齢者医療保険料が減免されます。		市民課 国保年金G 内線133, 134

2. 給付制度

給付項目	給付内容	連絡先
被災者生活再建支援制度	世帯の構成員が複数（複数世帯）の場合、「基礎支援金」として全壊世帯に100万円、大規模半壊世帯に50万円支給し、「加算支援金」として、住宅を建設・購入する場合は200万円、補修する場合は100万円、賃借する場合は50万円加算。単身世帯の支給額は、複数世帯に対する支援金の4分の3となります。 申請期限：「基礎支援金」は被災日から13ヶ月以内 「加算支援金」は被災日から37ヶ月以内	
潮来市災害見舞金※	この度の地震災害の発生から寄せられた寄付金相当額を、「災害を受けた市民の方へのお見舞金」として、災害の程度に応じて被災された市民の皆さんにお配りする予定です。配布時期や方法など詳細については、改めてお知らせします。	社会福祉課 ・子育て支援室 内線 385, 386, 387
茨城県災害見舞金※	住宅が「半壊」した世帯に対し、茨城県より3万円が支給されます。（被災者生活再建支援制度との併給はできません。） 申請期限：6月30日まで	
母子寡婦福祉貸付金の特例措置	災害により被災した母子家庭および寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還期間の支払猶予などの特別措置を講じます。	
児童扶養手当の特別措置	所有している資産の2分の1以上に被害があった場合、被災者に対する児童扶養手当について、所得制限を解除します。	
特別児童扶養手当等の特別措置	所有している資産の2分の1以上に被害があった場合、被災者に対する特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等について、所得制限を解除します。	介護福祉課 内線 393, 394
住宅応急修理制度	半壊以上の住宅被害があり、避難所等へ避難されていて自ら資力で応急修理できない世帯に対して、日常生活に必要な最低限度の部分に対し、市が事業者に委託し一定の範囲内で応急修理します。	都市建設課 内線 346, 347

※見舞金については、重複して支給を受けることができます。

《被害程度の区分例》

国の「災害の被害認定基準」に基づき、全壊・大規模半壊・半壊等に区分されます。



【全壊】

建物が崩壊している

【大規模半壊】

仕上げ材が脱落しており、
下地材にひび割れが生じている

【半壊】

仕上げ材が脱落している

3. 資金貸付制度

貸付項目	貸付内容	連絡先
災害援護資金の貸付	<p>災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害甲慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸付けられます。利用にあたっては、所得制限等の条件があります。</p> <p>①限度額：350万円 ②利率：年3% ③償還期間：10年 ④保証人：必要 ⑤申込期限：6月30日</p>	社会福祉課 ・子育て支援室 内線 385, 386, 387
母子寡婦福祉資金 の住宅資金	<p>災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費が貸付られます。</p> <p>①限度額：200万円 ②利率：年1.5%（但し、連帯保証人をたてた場合は無利子）③申込期限：特に定めはありませんが、ご相談ください。</p>	
生活福祉資金 (災害特例小口資金)	<p>潮来市に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯及び災害救助法の適用となった地域の方に貸付けられます。</p> <p>①限度額：10万円（状況により20万円） ②必要書類：世帯の分かる住民票・印鑑登録証明書・免許証・保険証</p>	
生活福祉資金 (住宅の増改築・補修等の経費)	<p>今回の災害で被災した住宅（屋根・壁・窓ガラス等）の補修に関するもの（塀や門扉は対象外）を対象に、災害援護資金を受けられない方で、低所得者・障害者世帯・高齢者世帯の方に貸付けられます。</p> <p>①限度額：250万円（年利1.5%） ②必要書類：世帯の分かる住民票・印鑑登録証明書・免許証・保険証・り災証明書・見積もり書</p>	潮来市 社会福祉協議会 0299-63-1296
生活福祉資金 (災害を受けたことによる経費)	<p>今回の災害で被災したことによる家財道具購入に関するもの（自動車・オートバイは対象外）を対象に、災害援護資金を受けられない方で、低所得者・障害者世帯・高齢者世帯の方に貸付けられます。</p> <p>①限度額：150万円（年利1.5%） ②必要書類：世帯の分かる住民票・印鑑登録証明書・免許証・保険証・り災証明書・見積もり書</p>	

災害に便乗した悪質商法にご注意を！

◇訪問販売・電話勧誘を受けたら

「耐震診断に来ました」「何か困っていることはありませんか」などと、あたかも無料でサービスを行なうかのように近づき、後で法外な料金を請求する業者もあります。

～その場ですぐに契約せず、まず見積もりを取るなどよく確認しましょう～

◇家の修理など業者に依頼する場合

「このままでは次に地震がきたら倒壊する」などと不安をあおったり、「今日契約すれば半額にする」などと、契約を急がせる業者は要注意です。

～信用のにおける業者かどうか、よく確認しましょう～

◇訪問販売や電話勧誘での契約は、多くの場合、クーリング・オフにより契約日を含め8日以内であれば無条件で解約することができます。

◆潮来市消費生活センター 潮来市辻765番地（シルバー人材センター内）

月曜日・火曜日・木曜日・金曜日（祝日、年末年始を除く）

電話：0299-62-2138 9:30～16:00（12:00～13:00を除く）

4. 窓口が市以外の支援制度

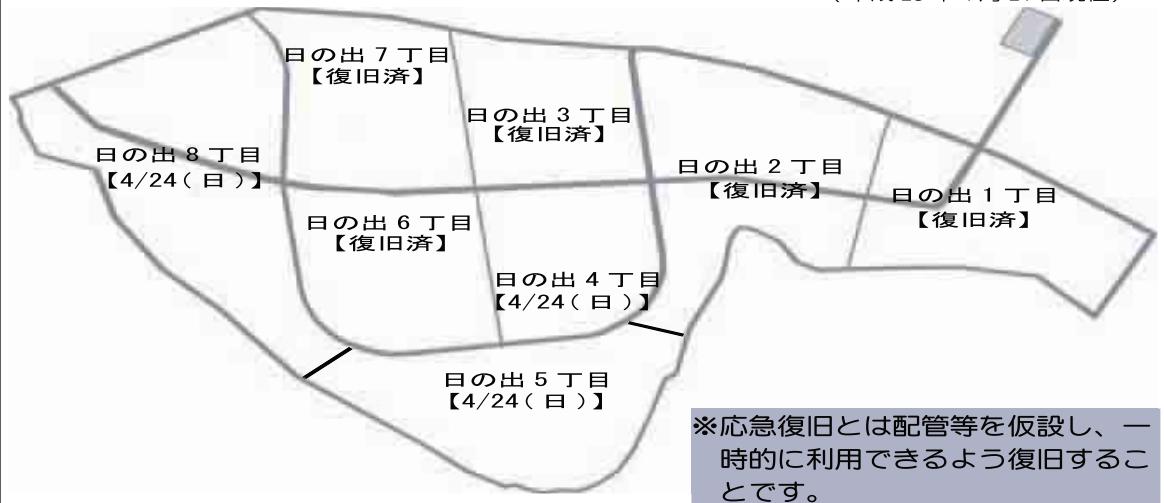
項目	内容	連絡先
国民年金保険料	被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、保険料が全額免除されます。	水戸南年金事務所 029-227-3251 市民課 国保年金 G 内線 134
茨城県育英奨学金貸付制度	高校生等への就学援助として、震災等により被害を受けた場合は、緊急採用という制度があり、奨学資金の貸付けが受けられます。	各高等学校
系統農業災害資金(原発事故)	原発事故に係る農産物等の出荷制限、風評被害等により損失を受けた農業者に対して、農業再生産の確保及び生活資金を援助します。	なめがた農業協同組合 0299-72-1878
系統農業災害資金(東北地方太平洋沖地震)	東北地方太平洋沖地震関連による農作物等への被害を受けた農業者に対して、農業再生産の確保及び生活資金を援助します。	
農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農業者、漁業者を対象に、経営の維持安定に必要な長期運転資金を援助します。	日本政策金融公庫水戸支店 農林水産事業 029-232-3623
東北地方太平洋沖地震緊急漁業対策資金	震災被害により休漁等を余儀なくされた茨城県沿岸および内水面漁業者を対象に、当面の生活維持をするための資金を援助します。	茨城県信用漁業協同組合連合会 0299-221-6281
茨城県東北地方太平洋沖地震特別対策融資	市のり災証明を受けた方か、平均受注高等が前年同期比で5%以上減少または減少が見込まれる方を対象に、設備資金・運転資金等を貸し付ける制度です。	茨城県商工労働部 産業政策課 029-301-3530
災害関連保証	被災した中小企業者が金融機関から借り入れを行う際、茨城県信用保証協会が一般保証とは別枠で保証を行います。	茨城県信用保証協会 029-224-7811
経営安定関連保証(セーフティネット保証)	国が指定した不況業種に属する事業を行っており、要件に該当する中小企業者が金融機関から借入を行う場合、茨城県信用保証協会が一般保証とは別枠で保証を行います。	茨城県信用保証協会 029-224-7811
災害復旧貸付金	被災された中小企業者を対象として、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が、運転資金又は設備資金を融資します。	日本政策金融公庫 0120-154-505
セーフティネット貸付	社会的、経済的環境の変化により、一時的に売上や利益が減少するなど、業況が悪化している事業者等へ運転資金又は設備資金を貸し付けます。 ※災害等で直接被害・間接被害を受けた方の両方が対象となります。	
放送受信料の減免	半壊程度の被害を受けた建物にお住まいの方を対象に、平成23年3月から平成23年8月までの6か月間NHKの放送受信料が免除されます。	日本放送協会 水戸放送局営業部 029-232-9811
国税に関する取扱い	震災に関する所得税、法人税、相続税、贈与税についてのご相談。	潮来税務署 0299-66-6931

● ライフライン情報 ●

市民の皆さん、特に日の出地区の皆さんには、たいへんご迷惑をおかけしております。

日の出地区「水道・下水道」 応急復旧による利用予定日

(平成 23 年 4 月 21 日現在)



※新たな漏水箇所や破損箇所が発見された際には、一部断水となる場合もありますので、

ご了承ください。

【ご協力ください】

- ①応急復旧ができるまで、下水道（排水）の利用はされないようお願いします。
- ②応急復旧の利用予定日を待たずに、宅内配管の整備点検をお願いします。
- ③応急復旧がされた場合でも、節水にご協力願います。
- ④工事の期間中は、多くの工事車両の通行がありますので、十分注意してください。

入浴情報

これまで、6つの民間施設のご厚意により無料入浴サービスを実施して参りましたが、上記の応急復旧利用予定日である、4月 24 日（日）をもって、入浴サービスを終了させていただきます。約 1 ヶ月にわたり、ご協力いただいた方々へ、改めて感謝申し上げます。

【ご厚意により無料入浴サービスを実施していただいた施設】

- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| ①潮来ホテル | ②麻生カントリークラブ | ③潮来カントリー倶楽部 |
| ④ジェイゴルフ霞ヶ浦 | ⑤割烹旅館霞ヶ浦 | ⑥かんぽの宿潮来 |

ヘルスランドさくらについては、4月 29 日（金）より通常営業いたします。また、潮来市民でお風呂が壊れている世帯の方につきましては、5月 8 日（日）まで無料入浴サービスを実施いたします。なお、住所・氏名をご記入いただきますので、ご理解のほど願います。
※25 日の送迎バスは「さくら行 3 号」のみの運行になります。なお、送迎バスの運行は 28 日（木）をもって終了とします。

※点検作業により営業時間に変更がありますので、ご注意ください。

日 程	営業時間
4月 22 日（金）～24 日（日）	午前 11 時～午後 9 時 30 分
4月 25 日（月）	午後 5 時～9 時 30 分
4月 26 日（火）～28 日（木）	午前 11 時～午後 9 時 30 分
4月 29 日（金）～5月 1 日（日）	正午～午後 9 時
5月 2 日（月）	午後 5 時～9 時
5月 3 日（火）～8 日（日）	正午～午後 9 時

無料入浴サービス日程表
(ヘルスランドさくら)

3月使用（4月請求）分の水道・下水道 及び農業集落排水使用料の免除について

東日本大震災による水道・下水道施設等被害に伴い、皆さんには大変ご不便をおかけしております。3月使用（4月請求）分の水道・下水道料金及び農業集落排水使用料は、市内全域において全額免除とさせていただきます。これらの免除を受けるにあたって、特別な手続きは必要ありません。

【お問合せ】 潮来市 水道課 TEL 63-1111 内線 330～333
 潮来市 下水道課 〃 内線 324～326

水道水の放射能濃度 測定結果

潮来市水道水の放射能濃度は、原子力安全委員会が定めた基準値を下回っているため、飲料水として「安全」です。検査結果は、以下のとおりです。

【検査機関】

3月24日 茨城県環境放射線監視センター
3月28日、4月4日、4月11日、4月18日
 東京ニュークリア・サービス

【暫定規制値】

放射性ヨウ素：300 Bq/kg以下
放射性セシウム：200 Bq/kg以下

※水道水の放射性ヨウ素が100 Bq/kgを超える場合には、乳児による水道水の摂取を控えることとされます。市では今後も放射能濃度測定を行います。

内 容	放射能濃度 (Bq/kg)		採取日
	放射性ヨウ素 (I-131)	放射性セシウム (CS-137)	
水道水 (市上水道)	15.5±0.6 Bq/kg	検出されず	3月 24 日
	9.9 Bq/kg	検出されず	3月 28 日
	5.0 Bq/kg	5.3 Bq/kg	4月 4 日
	不検出 (5.4 Bq/kg 未満)	不検出 (5.4 Bq/kg 未満)	4月 11 日
	不検出 (4.2 Bq/kg 未満)	不検出 (4.5 Bq/kg 未満)	4月 18 日

【お問合せ】 潮来市災害対策本部 TEL 63-1111 内線 111、116～117

「移動自動車相談所」の開設について

関東運輸局・茨城運輸支局では、自動車整備振興会などの協力を得て、震災で自動車が津波に流されるなどの被害に遭われた方に対して、自動車諸手続の相談に応じる移動自動車相談所を開設します。

【日 時】4月 23 日（土曜日）

午前 10 時～正午、午後 1 時～3 時

【場 所】神栖市役所（3階 301 会議室）

【相談内容】・自動車の各種手続きや使用に関する技術的相談・自動車の無料点検

【相 談 員】・茨城運輸支局・茨城県自動車整備振興会・関東陸運振興財団茨城支部

・行方県税事務所・関東運輸局整備課

【お問合せ】 関東運輸局自動車技術安全整備課 TEL. 045-211-7254

東日本大震災で被災された皆さんのための 「特別行政相談所」開設のお知らせ

【日 時】4月 28 日（木）午前 9 時～午後 4 時

【場 所】潮来市役所【3階 議員控室】

【相談内容】行政による各種の支援訴追、中小企業・農林水産業の復興のための融資制度、

健康保険・年金福祉制度の証書等の紛失に関するご相談、税金の減免措置等の各種制度のご案内

※当日直接お答えできない場合でも、関係する窓口、連絡先をご案内します。

【お問合せ】 総務省茨城行政評価事務所 行政相談課 TEL. 029-221-3347

感謝の手紙をいただきました

4月4日（月）、市内に住む朱天鳳さん（中国籍）が来庁され、避難所におけるボランティアの方々や職員の親切な対応に対する「感謝の手紙」を松田市長へ手渡されました。

市では今後も、市民の方々やボランティアの方々ともに復興に努めて参りますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願ひします。



感謝の手紙

潮来市長様

3月11日、東日本大震災という史上もっとも大きな地震を受け、夫と私「潮来市役所」の指示により、日の出中学校の体育館に避難しました。避難所には近所の皆さんや他国の方、また私たちの國の人々が集まっていました。

現在、避難生活も二週間が経ちました。避難所のボランティアの方々は家族のように親切で、面倒をみることを嫌がらずに至れり尽くせりの配慮をしてくださいました。

死を覚悟するほどの恐ろしい地震でした。潮来市は死亡者が出ていないようですが、皆の家が大きく破壊されました。国の皆さん、私たちの小さな家、それぞれの家族が被災しました。無情な天災が私たちに巨大な災難をきました。そんな中、避難所ではボランティアの方々が私たちに丁寧に接してくださいました。親切な気配りをはじめ、生活がよくなるように全力で尽くしてくれました。

「潮来市長」をはじめ、各地のリーダーが自ら現地に赴いて、私たちを慰問してくださいました。被害を受けて不安だった気持ちが少しずつ落ち着いてきました。心から大家族の温かさを深く感じました。

【替天行道】（中国のことわざ：神様の代わりに正義をなす）

改めて絆を感じました。

私は中国人です。夫が日本人なので、私の第二の故郷である日本に来ました。日本の風景は麗しく、人々は人情味があり、とても礼儀が正しいです。日本で夫と暮らしあじめて12年になります。今回は被災により避難所で皆さんとともに過ごし、親切な配慮、細かな気配りをされての生活は、私に異国を感じさせず、まるで母国の親戚と過ごしているようでした。

避難者の一人として、「潮来市長」に深く感謝いたします。また、各部門のリーダーボランティアの方々から受けた温かい愛に心から感謝します。皆さんのおかげで、私たちは色々な困難をきっと乗り越える事ができます。各地からの温かい支援と力強い励ましが力になります。本当にありがとうございました。

（原文のとおり掲載させていただきました）

東日本大震災等に伴い潮来市へ避難されている皆さんへ

潮来市では、総務省の取り組む「全国避難者情報システム」に基づき、東日本大震災等に伴い避難されている方からの所在地等の情報提供を受け付けます。

提供していただいた情報は、避難される前にお住まいの県・市町村に送られ、今後の見舞金給付や税の減免などに関する連絡・通知の際に利用されることとなります。

※窓口では本人確認をさせていただきますので、身分を証明できるものを持参ください。

【受付期間】4月25日（月）～

【対象者】東日本大震災等に伴い避難されている方

【受付窓口】潮来市役所 市民課 TEL. 63-1111 内線 112～115

市民課からのお知らせ

■自動交付機で各種証明書が取得できるようになります

市民カードを取得し、自動交付機をご利用になると、次の証明書が手数料150円で取得できます。（窓口では200円）

- ①住民票
- ②印鑑証明
- ③税証明（納税証明、所得証明）

【利用開始日】 5月9日（月）から稼働（年末年始を除く）

午前8時30分～午後8時30分

【場所】 市役所本庁舎（1階入口）

■印鑑登録証から市民カードへの切替

今までの旧印鑑登録証から、市民カードへの切替受付を時間を延長して受け付けます。

【期間】 5月20日（金）まで

午前8時30分～午後8時30分

（土・日・祝除く）

【場所】 市役所 市民課窓口



【自動交付機】



【潮来市民カード】

手続き方法	本人が来庁	代理人が来庁	手数料
・旧登録証から市民カードへの切り替え	・旧印鑑登録証 ・窓口に来る方の顔写真付き身分証明書（官公署発行のもの）		無料

※自動交付機を利用するための市民カードは、暗証番号が必要となります。

※暗証番号は本人でなければ登録できません。

【お問い合わせ】 潮来市 市民課 TEL. 63-1111 内線 112～115

市役所の閉庁時間が変更となりました

国家公務員は人事院勧告に基づき、平成21年4月から、茨城県は平成22年4月から勤務時間の短縮を実施し、現在では、県内ほぼ全ての市町村が、勤務時間を現行の8時間から7時間45分に短縮しております。

潮来市においても、平成23年4月1日から市役所施設の閉庁時間が午後5時15分となりました。市民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日除く）

※15分短縮となりました。

土曜日証明書の交付（市民課のみ） 午前9時～午後0時30分（変更無し）

※各公民館、運動公園の利用時間に変更はありません。



総務課からのお知らせ

新しい区長を紹介します

潮来市市区長会長 内野 昇（八代地区代表区長・芝宿区長）

潮来市市区長会副会長

向後 義和（潮来地区代表区長・七軒丁区長）
阪本 和久（日の出区代表区長・日の出5丁目区長）
兼平 嘉三（津知地区代表区長・後明区長）

久保木 裕（延方地区代表区長・小泉区長）
箕輪 強志（大生原地区代表区長・大賀区長）
橋本 秀男（かすみ地区代表区長・清水区長）

地区名	氏名	地区名	氏名	地区名	氏名	地区名	氏名
潮 来	西 町 大塚 英明	日の出	日の出1丁目 宮本 正実	延 方	須賀 平山 清衛	かす み	牛堀第一 山口 敏雄
	大塚野 菅谷 光一		日の出2丁目 荒野 英樹		曲松 高田 秀男		牛堀第二 箕輪 善徳
	浜 丁 中根 猛		日の出3丁目 高橋 明		古高 角 誠好		永山東 水貝 一郎
	上 丁 高塚 和美		日の出4丁目 土子 志信		小泉 久保木 裕		永山西 長岡 昌男
	下 丁 白鳥 悅男		日の出5丁目 阪本 和久		新宮 荒原 昭		堀之内 山本 喜吉
	あやめ2丁目 松崎 博		日の出6丁目 白鳥 秋夫		大山 大龍 清晴		茂木 茂木 安行
	二丁目 若槻 洋司		日の出7丁目 田崎 一雄		下田 草野登美雄		清水 橋本 秀男
	三丁目 中村 志朗		日の出8丁目 柴内 光也		洲崎 永長 郁夫		芝宿 内野 昇
	四丁目 宮本 憲一		大洲 村田 勝利		東 小田倉善治		横須賀西 早川 洋
	五丁目 額賀 利夫		新町 成井 喜好		西 斎藤 隆夫		横須賀東 内堀 明
	六丁目 村田 好文		後明 兼平 嘉三		徳島 小田倉晃一		台上戸 坂本 和男
	七丁目 小浜 昇		将監 大川 茂徳		福島 鬼澤 剛		宿 前島 喜芳
	八丁目 草野 蕃		江寺 佐野 政寛		米島 小谷野栄一		古宿 坂 實
	七軒丁 向後 義和		貝塚 岩本 信治		前川 山本 一心		赤須 前山 教夫
	十番 兼原 昭一		築地 佐藤 文男		水原1 小林 英夫		
	十四番 森田 真二		川尾 斎藤 正彦		水原2 小澤 新		
					水原3 今泉 一男		
					釜谷 大川 善久		
					大生 大間 福一		
					大賀 箕輪 強志		

（敬称略）

区に加入しましょう！

区は、地域に住む人たちが親睦や交流を深めることによって連帯感を培い、支え合い助け合いながら、より住みやすい豊かな地域づくりのために自主的に活動されている任意団体です。市内では66の区があります。

地域住民組織として地域に住む人たちの交流や親睦を深め、防災・防犯・お祭り・レクリエーション・福祉・環境美化などさまざまな活動を行っています。地域での連帯感を高め安心・安全な楽しいまちをつくるために、積極的に区に加入しましょう。

●区の活動

区は、より住みやすい豊かな地域づくりのために、日常生活に密着した、次のような活動が行われています。

自主防災

災害時に備えた自主防災組織の運営、防災訓練など

防犯・交通安全

防犯パトロールや防犯灯の維持管理、交通危険箇所の点検など

文化・レクリエーション

夏祭り、盆踊り、地区運動会など

福祉活動

赤い羽根共同募金、日本赤十字社社資等の募金活動など

環境美化

ごみ集積所の管理や資源回収の実施、町内清掃など

情報提供

市や学校、各種団体からのお知らせの回覧、書類の配布等の情報提供

●区の必要性

日頃から、ご近所で顔の見える関係をつくることで、災害時などに「〇〇さんがいない！」というようなお互いの確認、助け合いに役立ちます。このように安全で安心な環境は地域での活動が基本となっています。自分のライフスタイルに合わせた気軽な付き合いから始め、協力しあえる関係を作ることが重要です。

●区に加入するには

総務課人事行政グループへお問合せください。お住まいの区の連絡先等をご案内します。

お問合せ 潮来市 総務課 人事行政グループ TEL. 63-1111 内線221～223

徳島地区に信号機が設置されました

3月30日、徳島地区において新たな信号機が設置されました。県道水戸・神栖線（旧水郷有料道路）は、平成21年12月30日に市民の皆さんのご協力により、無料化となりました。今回信号機が設置された交差点は、徳島、福島、米島地区から早急な信号機の設置の要望があり、県警本部、関係各位のご協力により、早期の設置となりました。



シルバーリハビリ体操指導士3級養成講座 講習会の延期のお知らせ

潮来市では、5月12日（木）から6月6日（月）にかけて、3級指導士の養成講座を実施する予定でしたが、諸々の事情により開催日を延期することとしました。今後の日程につきましては、市の「広報いたこ」で再度お知らせいたします。よろしくお願いいたします。

お問合せ 潮来市 介護福祉課 TEL. 63-1111 内線390

日 Sunday	月 Monday	火 Tuesday	水 Wednesday	木 Thursday	金 Friday	土 Saturday
1 +当番医 牛堀整形外科 ☎64-2888	2	3 憲法記念日 +当番医 常南医院☎63-1101	4 みどりの日 +当番医 延方クリニック ☎66-1873	5 こどもの日 +当番医 仲沢医院☎63-2003	6	7
8 +当番医 大久保健療所 ☎62-2506	9	10 マタニティ・セミナー(か) いきいき健康体操(か)	11 4ヶ月児育児相談(か) (H22.12月生)	12 1歳6ヶ月児健診(か) (H21.10月生)	13 3歳児健診(か) (H20.2月生)	14
15 +当番医 牛堀整形外科 ☎64-2888	16	17 7ヶ月児育児相談(か) (H22.9月生)	18	19	20	21
22 +当番医 飯島内科☎66-0280	23	24 マタニティ・セミナー(か)	25 1歳児育児相談(か) (H22.5月生)	26	27 ◎婦人科検診(か)	28
29 +当番医 石毛医院☎62-2523	30	31 ◎婦人科検診(か)	5 May 5月のカレンダー			
狂犬病予防注射（集合注射） 延期のお知らせ			4月23日(土)～27日(水)まで各地区を会場とする狂犬病予防注射は10月に延期いたします。詳細な日程については、後日広報等でお知らせします。 また、個別に動物病院でも接種できます。(料金同額)			
お問合せ 潮来市 環境課 TEL. 63-1111 内線252						

市民の力・ボランティアの力を結集



日の出地区復旧作業の説明

4月10日（日）、日の出地区の雨水災害を予防するため、地域住民や市内の全消防団をはじめ茨城ゴールデンゴールズなど市内外のボランティアの方々約1,500名の参加をいただき、側溝清掃と土のう作りを行いました。作業は順調に行われ、約30,000袋の土のうを作ることができました。

震災直後から、区の防災組織や災害ボランティアなど多くの方々に、被災者支援や復旧活動に当たっています。復興に向けた力強い取り組みに対し、深く敬意を表します。今後とも共に力を合わせ頑張りましょう。



アントラーズユースの皆さん



昼食サービス



日の出中学校の皆さん



消防団の皆さん



日の出区の皆さん



市外のボランティアの皆さん

人口のうざき 4月1日現在
()内は前月比

総数 30,234人 (-145)

男 14,959人 (-74)

女 15,275人 (-71)

世帯数 10,769世帯 (-28)

広報 いたこ Vol.121

平成23年
4月22日発行

編 集：潮来市総務部 秘書政策課

発行者：潮来市長 松田 千春

潮来市役所 潮城県潮来市辻626
〒311-2493 TEL 0299-63-1111

市長へのたより

FAX 0120-874-880
E-mail mayor@city.itako.lg.jp

潮来市のホームページ
<http://www.city.itako.lg.jp>

携帯電話サイト
<http://www.city.itako.lg.jp/mobile/>
メールアドレス
info@city.itako.lg.jp



市の木

ボプラ



市の花

あやめ



潮来市携帯電話
サイトへアクセス



市の鳥

よしきり

青幸漫版 幸福の時代

防災担当副大臣　日の出地区を調査 液状化被害の支援を要望！



【稻田的長、相鄰的長】內閣府副大臣(委員)

調査には、このにひの震災により液状化で逸入された被害を受けた宇井香取市長・田口稻敷市長・保立市長も参加し、柏田市長と同様に要望に対応を訴え、「ほどんど止めないのに、一部損壊とか、非常におかしいのではないかと、色々これまで補償ができるのか、あらためて支擇を検討し、どこままで補償ができるのか、あらためて支擇を検討し、すでに家屋被害の事門家による損害を出します。被害相当の支援をできるよう結論を出します。」と話されました。



【望へ大臣交通省市長、

△液状化被害への支援要望の経緯	
4月 12日	柏田市長をはじめ液状化被害に遭った5市（鹿鳴市、神栖市、稻敷市、香取市）の首長、山口副知事が顧問賛議員の案内のもと、大畠国土交通大臣、松本内閣府防災担当大臣、石破自由民主党政調会長などへ支障拡大の要望書を提出
4月 16日	大畠内閣官房参事官補佐が日の出地区の被液状化による被害状況を調査、柏田市長も同行
4月 23日	大畠内閣官房参事官補佐が日の出地区の被液状化による被害状況を調査、柏田市長も同行
4月 26日	内閣官房防災担当副大臣が日の出地区の被液状化による被害状況を調査、柏田市長も同行

ライフライセンス情報

水道・下水道の応急復旧工事が完了しました（4月24日現在）
日の出地区の皆さんには、大変ご不便をおかけしました。
これまで大変ご迷惑をおかけしておりました日の出地区の水道・下水道が、4月24日を
こちつて、公共部分（市界外）の水道・下水道が、4月24日を

[お願い]

- 排水はできませんが、応急的な作業を実施しているため、節水にご協力ください。
- 排水には雨水が下水管へ流れ込むため、更なる節水にご協力ください。
- 宅地内の排水設備に雨修や清掃が必要な場合は、市指定工事店に修理を直接、ご連絡ください。

※新たな漏水箇所や破損箇所が発見された際には、一部断水となる場合もありますので、依頼してください。



【仮設の水道管】
【宅地内の亀裂の入った水管】

＜平成23年4月使用（5月請求）分の水道・下水道料金及び農業集落排水使用料の特別措置について＞
本体大震災による水道・下水道施設等被害に伴い、皆さんには大変ご不便おかけいたします。4月使用（5月請求）分の水道・下水道料金及び農業集落排水使用料につきましては、次の地区について特別措置を実施させていただきます。

日の出・十四番地区	特別措置により全額免除
上記以外の地区	平常どおりの請求

なお、新たな漏水の発生にともない、緊急に断水となる場合もあります。また、通常どりの能力には、まだ回復しておりませんで、引き続き節水にご協力ください。
 質問合せ) 潮来市 TEL 63-1111 内線 330 ~ 333
 下水道課 " 内線 324 ~ 326

上記以外の地区	特別措置により全額免除
日の出・十番・十四番地区	平常どおりの請求

支那の政治と社会

雨水工事における雨水の利用

内線 330 ~ 333
内線 331 ~ 336

生 活 関 情 幸 福

り災証明臨時相談所 愛付延長のお知らせ

期 間	時 間
4月29日(金) ～5月5日(木)	連休中休みます 午前9時～午後5時まで受け付けします。
5月6日(金) ～5月13日(木)	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時まで受け付けします
(臨時受付場所)	湖来市役所1階フロア (申請に必要な書類)

「り災証明書」は市が住宅などの被害状況の調査を行ない、その調査にに基づき発行する被害認定（全壊・大規模半壊・一部壊・一部損壊）の証明書で、各種支援を受ける際に必要となります。

①り災証明書交付申請書（受付窓口にあります。）

②位置図（自宅の場所が分かる地図）

③被害状況写真（全体・個別）

④印鑑

※3月に「り災証明書」が発行された方に、申請内容を確認し、被害認定調査の必要がある場合はご連絡させていただきます。
※り災証明書の発行については、は、後日、申請者へ通知します。
問合せ・相談先
り災証明書の申請などのご相談を受け付けます。
湖来市 被災者支援室 TEL 63-1111 内線311

※現在、税務課では被害認定調査を実施しています。
調査の都合上、勤地内に立ち入らせていただきますのでご了承ください。

被 害 状 況 調 査 の 方 法

植林苗木の申し込み

問合せ TEL 63-1111 内線111、116～117

市では、森林資源保護のため、伐採跡地などへ植林を推進しております。0.05ha(5畝歩)あたり、おおむね75本以上で、1本1本の間隔2.5m×2.5m以内の植栽(地主が山林への植込み)をします。補助対象となりますが。山林所有者や、植林を希望される方は、下記までお申込みください。
(対象樹種)ヒノキ、スギ、マツ類、クヌギ、コナラ等
(申込期限)5月10日(火)～10月10日(火)
問合せ・申込 湖来市 農政課 TEL 63-1111 内線266 行政相談

毎日の暮らしの中で、自分の仕事についてお困りのことがありますか？ご相談ください。無料・秘密厳守。

問合せ TEL 63-1111 内線205

広報いたこ

青版版

臨時号

平成23年4月22日発行 発行者 湖来方長 松田千春

広報いたこ

青版版

臨時号

水道水の放射能濃度 測定結果

内 容	放射能濃度(Bq/kg)		採取日 (CS-137)
	放射性ヨウ素 (I-131)	放射性セシウム (Cs-137)	
水道水 (市立浄化)	15.5±0.6 Bq/kg	検出されず	3月24日
水道水 (市立浄化)	9.9 Bq/kg	検出されず	3月28日
水道水 (市立浄化)	5.0 Bq/kg	5.3 Bq/kg	4月 4日
水道水 (市立浄化)	不検出(5.4 Bq/kg未満)	不検出(5.4 Bq/kg未満)	4月11日
水道水 (市立浄化)	不検出(4.2 Bq/kg未満)	不検出(4.5 Bq/kg未満)	4月18日
水道水 (市立浄化)	不検出(2.6 Bq/kg未満)	不検出(4.4 Bq/kg未満)	4月25日

検査機関】

茨城県環境放射線監視センター

3月24日 4月4日、4月11日、4月18日

【暫定規制値】

放射性ヨウ素 : 300 Bq/kg以下

放射性セシウム : 200 Bq/kg以下

※水道水の放射性ヨウ素が100 Bq/kgを超える場合には、乳児による水道水の摂取量を控えることになります。市では今後も放射能測定測定を行つて参ります。

問合せ 湖来市災害対策本部

TEL 63-1111 内線111、116～117

【注意事項】

※必ずごみの種類別に分別して搬入してください。

※分別されませんと受け入れできません。

※瓦・コンクリート・ブロック・大瓦石は、これまでおり、受入証明書なしで、直接搬入できます。

※入時は、地区・氏名等を確認させていただきます。

※その他の災害ごみについては、環境課までお問い合わせください。

※環境係員の指示に従つて搬入してください。

※事業所からの災害ごみは受け入れできません。

問合せ 湖来市 環境課 TEL 63-1111 内線251～253

湖来市ホームページ http://www.city.itako.lg.jp/

23年度「いきいき健康体操」の日程

実施日 平成23年5月10(火)～7/12(火)、8/16(火)、9/13(火)、10/11(火)、11/8(火)、12/20(火)

平成24年 平成24年4月10(火)～正午

場 所 午前10時～午後14時

問合せ・申込 湖来市 保健福祉センター

※年齢・性別不問。事前申込み不要。参加費無料。

問合せ カすみ保健福祉センター TEL 64-5240

【道の駅いたこ】無料送迎バス

5月1日(日)から、いたこ市内巡回料金(1人1回)あり

※運送の影響により、市内一部通行できないところ

がありますが、安全確保のためご了承願います。

問合せ 道の駅いたこ TEL 67-1161

【被害状況調査の様子】

問合せ 湖来市 秘書政策課 TEL 63-1111 内線205

TEL 63-1111 内線241～245

災害ごみ受入証明書の発行

清掃 大作戦

日 時 5月15日(日) 小雨決行(延期: 5月22日)
内 容 市内全域の道路沿い・空き缶拾い・ゴミ拾い
※燃やせるごみと缶・ビン類を
分け出してください。

※午前9時30分から作戦に回りますので、作業の目安にしてください。



延明の場合のみ
当日の朝7時に防災無線でお知らせします

清掃大作戦では、災害による砂・瓦・ブロック類・粗大ごみ(家電・自転車など)については、回収できませんので、ご了承ください。

【解体廃材ごみの処理】

木材(全壊・大規模半壊)は、災害による砂・瓦・ブロック類・粗大ごみ(家電・自転車など)については、回収できませんので、ご了承ください。

【受入期間】 5月31日(火)まで※土・日・祝日も実施
【受入場所】 午前10時～午後4時
【解体廃材ごみの処理】

木材(全壊・大規模半壊の家屋に限る)
※船内には受入証明書が必要となります。
※断熱材・アイベント・大量の割れガラスなど、受け入れできないものもあります。

【受入証明書】

環境課にて、特別災害ごみ受入証明書を発行します。

【申請時に必要なもの】

・り災証明書・被害状況わかる写真

市民と観光客に喜ばれるあやめ園にするために清掃

作業を行いますのでご参加、ご協力をお願いします。

【集合場所】 湖来市テル協駐車場
【作業場所】 前川あやめ園 湖来ホテル前
【内 容】 園内の除草及び清掃、補植等

【その他】 除草道具は各自持参、作業のしやすい服装をお願いします。雨天の場合は午前7時～11時(雨天決行)

【問合せ】 湖来市 環境課 TEL 63-1111 内線244
このたびの豪災の影響により、今年度の開催が危ぶまれていますが、水郷潮来あやめまつりでは、水郷潮来観光協会、湖来市商工会をはじめとした、多数の協力団体の皆さんからご協力いただき、多くのご協力ありがとうございました。雨天の場合は午前7時～11時(雨天決行)に態度決定を防災無線でお知らせします。

【問合せ】 5月15日(日)午前9時～11時(雨天決行)

【問合せ】 湖来市 保健福祉センター TEL 63-1111
【問合せ】 5月21日(土)～6月26日(日)

【内 容】 塵入り舟運航、宵の嫁入り舟運航、ろ舟遊観點運航等

※豪災の影響により、園内一部通行できませんが、安全確保のためご了承願います。

【問合せ】 湖来市 環境課 TEL 63-1111
TEL 63-1111 内線241～245

被 害 状 況 調 査 の 方 法

第60回水郷潮来あやめまつり 開催方法

このたびの豪災の影響により、今年度の開催が危ぶまれていますが、水郷潮来あやめまつりですが、水郷潮来観光協会、湖来市商工会をはじめとした、多数の協力団体の皆さんからご協力いただき、多くのご協力ありがとうございました。雨天の場合は午前7時～11時(雨天決行)に態度決定を防災無線でお知らせします。

【問合せ】 湖来市 保健福祉センター TEL 63-1111
【内 容】 園内の除草及び清掃、補植等

【その他】 除草道具は各自持参、作業のしやすい服装をお願いします。雨天の場合は午前7時～11時(雨天決行)

【問合せ】 5月15日(日)午前9時～11時(雨天決行)

【問合せ】 湖来市 保健福祉センター TEL 63-1111
TEL 64-5240

【内 容】 塘入り舟運航、宵の嫁入り舟運航、ろ舟遊観點運航等

※豪災の影響により、園内一部通行できませんが、安全確保のためご了承願います。

【問合せ】 湖来市 保健福祉センター TEL 63-1111
TEL 63-1111 内線241～245

被 害 状 況 調 査 の 方 法

第59回水郷潮来あやめまつり 開催方法

このたびの豪災の影響により、今年度の開催が危ぶまれていますが、水郷潮来あやめまつりですが、水郷潮来観光協会、湖来市商工会をはじめとした、多数の協力団体の皆さんからご協力いただき、多くのご協力ありがとうございました。雨天の場合は午前7時～11時(雨天決行)に態度決定を防災無線でお知らせします。

【問合せ】 湖来市 保健福祉センター TEL 63-1111
【内 容】 園内の除草及び清掃、補植等

【その他】 除草道具は各自持参、作業のしやすい服装をお願いします。雨天の場合は午前7時～11時(雨天決行)

【問合せ】 5月15日(日)午前9時～11時(雨天決行)

【問合せ】 湖来市 保健福祉センター TEL 63-1111
TEL 63-1111 内線241～245

被 害 状 況 調 査 の 方 法

第58回水郷潮来あやめまつり 開催方法

このたびの豪災の影響により、今年度の開催が危ぶまれていますが、水郷潮来あやめまつりですが、水郷潮来観光協会、湖来市商工会をはじめとした、多数の協力団体の皆さんからご協力いただき、多くのご協力ありがとうございました。雨天の場合は午前7時～11時(雨天決行)に態度決定を防災無線でお知らせします。

【問合せ】 湖来市 保健福祉センター TEL 63-1111
【内 容】 園内の除草及び清掃、補植等

【その他】 除草道具は各自持参、作業のしやすい服装をお願いします。雨天の場合は午前7時～11時(雨天決行)

【問合せ】 5月15日(日)午前9時～11時(雨天決行)

【問合せ】 湖来市 保健福祉センター TEL 63-1111
TEL 63-1111 内線241～245

被 害 状 況 調 査 の 方 法

第57回水郷潮来あやめまつり 開催方法

このたびの豪災の影響により、今年度の開催が危ぶまれていますが、水郷潮来あやめまつりですが、水郷潮来観光協会、湖来市商工会をはじめとした、多数の協力団体の皆さんからご協力いただき、多くのご協力ありがとうございました。雨天の場合は午前7時～11時(雨天決行)に態度決定を防災無線でお知らせします。

【問合せ】 湖来市 保健福祉センター TEL 63-1111
【内 容】 園内の除草及び清掃、補植等

【その他】 除草道具は各自持参、作業のしやすい服装をお願いします。雨天の場合は午前7時～11時(雨天決行)

【問合せ】 5月15日(日)午前9時～11時(雨天決行)

【問合せ】 湖来市 保健福祉センター TEL 63-1111
TEL 63-1111 内線241～245

被 害 状 況 調 査 の 方 法

第56回水郷潮来あやめまつり 開催方法

このたびの豪災の影響により、今年度の開催が危ぶまれていますが、水郷潮来あやめまつりですが、水郷潮来観光協会、湖来市商工会をはじめとした、多数の協力団体の皆さんからご協力いただき、多くのご協力ありがとうございました。雨天の場合は午前7時～11時(雨天決行)に態度決定を防災無線でお知らせします。

【問合せ】 湖来市 保健福祉センター TEL 63-1111
【内 容】 園内の除草及び清掃、補植等

【その他】 除草道具は各自持参、作業のしやすい服装をお願いします。雨天の場合は午前7時～11時(雨天決行)

【問合せ】 5月15日(日)午前9時～11時(雨天決行)

【問合せ】 湖来市 保健福祉センター TEL 63-1111
TEL 63-1111 内線241～245

被 害 状 況 調 査 の 方 法

第55回水郷潮来あやめまつり 開催方法

このたびの豪災の影響により、今年度の開催が危ぶまれていますが、水郷潮来あやめまつりですが、水郷潮来観光協会、湖来市商工会をはじめとした、多数の協力団体の皆さんからご協力いただき、多くのご協力ありがとうございました。雨天の場合は午前7時～11時(雨天決行)に態度決定を防災無線でお知らせします。

【問合せ】 湖来市 保健福祉センター TEL 63-1111
【内 容】 園内の除草及び清掃、補植等

【その他】 除草道具は各自持参、作業のしやすい服装をお願いします。雨天の場合は午前7時～11時(雨天決行)

【問合せ】 5月15日(日)午前9時～11時(雨天決行)

【問合せ】 湖来市 保健福祉センター TEL 63-1111
TEL 63-1111 内線241～245

被 害 状 況 調 査 の 方 法

第54回水郷潮来あやめまつり 開催方法

このたびの豪災の影響により、今年度の開催が危ぶまれていますが、水郷潮来あやめまつりですが、水郷潮来観光協会、湖来市商工会をはじめとした、多数の協力団体の皆さんからご協力いただき、多くのご協力ありがとうございました。雨天の場合は午前7時～11時(雨天決行)に態度決定を防災無線でお知らせします。

【問合せ】 湖来市 保健福祉センター TEL 63-1111
【内 容】 園内の除草及び清掃、補植等

【その他】 除草道具は各自持参、作業のしやすい服装をお願いします。雨天の場合は午前7時～11時(雨天決行)

【問合せ】 5月15日(日)午前9時～11時(雨天決行)

【問合せ】 湖来市 保健福祉センター TEL 63-1111
TEL 63-1111 内線241～245

被 害 状 況 調 査 の 方 法

第53回水郷潮来あやめまつり 開催方法

このたびの豪災の影響により、今年度の開催が危ぶまれていますが、水郷潮来あやめまつりですが、水郷潮来観光協会、湖来市商工会をはじめとした、多数の協力団体の皆さんからご協力いただき、多くのご協力ありがとうございました。雨天の場合は午前7時～11時(雨天決行)に態度決定を防災無線でお知らせします。

【問合せ】 湖来市 保健福祉センター TEL 63-1111
【内 容】 園内の除草及び清掃、補植等

【その他】 除草道具は各自持参、作業のしやすい服装をお願いします。雨天の場合は午前7時～11時(雨天決行)

【問合せ】 5月15日(日)午前9時～11時(雨天決行)

【問合せ】 湖来市 保健福祉センター TEL 63-1111
TEL 63-1111 内線241～245

被 害 状 況 調 査 の 方 法

第52回水郷潮来あやめまつり 開催方法

このたびの豪災の影響により、今年度の開催が危ぶまれていますが、水郷潮来あやめまつりですが、水郷潮来観光協会、湖来市商工会をはじめとした、多数の協力団体の皆さんからご協力いただき、多くのご協力ありがとうございました。雨天の場合は午前7時～11時(雨天決行)に態度決定を防災無線でお知らせします。

【問合

生 活 関 連 情 報

り災証明申請臨時会場（日の出地区）

日の出地区在住で、り災証明書交付申請がまだお済みでない方は、この機会をご利用ください。

（期）5月23日（月）～5月27日（金）

（時間）午前9時～午後5時

（場所）中央公民館（スポートホール）

（対象者）日の出地区在住で、り災証明書が未申請の方

（申請に必要なもの）①り災証明書交付申請書（受付会場にあります）

②位置図（自宅の場所が分かる住宅地図）

③被害状況写真（全体・個別）

④印鑑

※同時に5月31日（火）まで（土、日除く）市役所（本庁舎1階）においても、り災証明書交付申請の受付をしております。

問合せ・相談先

潮来市 被災者支援室 TEL 63-1111 内線311

水道水の放射能濃度 測定結果

潮来市水道水の放射能濃度は、原子力安全委員会が定めた基準値を下回つているため、飲料水として「**安全**」です。検査結果は、次のとおりです。

問合せ・申請先

潮来市 税務課 TEL 63-1111 内線125、126

軽自動車税の減免

障害を持つ本人が使用する軽自動車、もしくは生活を共にする方が障害を持ったために使用する軽自動車の減免制度で提出して下さい。減免を受けようとする方は、下記書類を添えて提出して下さい。

（支給額）子ども1人につき 月額13,000円

（対象者）①歳から中学校卒業まで

（支給月）（0歳から15歳になった最初の3月31日まで）

（注意事項）

【お住まいの市町村への申請手続きが必要な方】

・出生などにより、新たに養育する子どもができる方

・既に受給していく、出生などにより養育する子どもが増える方

・既に受給していく、他市町村から引越しされた方

【手続の必要がない方】

・既に受給していく、支給対象となる子どもの人数に変更がない方

【平成23年の現況届の提出は不要です】

・ただし、10月に届出・申請などが必要となることがあります。

問合せ・申込先

潮来市 社会福祉課 TEL 63-1111 内線386

平成23年度 子ども手当

平成23年度 「懇々熟生」

子ども手当は、平成23年4月から9月までの6か月間、これまでと同じ月額13,000円が引き続き支給されます。（支給額）子ども1人につき 月額13,000円

（対象者）①歳から中学校卒業まで

（支給月）（0歳から15歳になった最初の3月31日まで）

（注意事項）

【お住まいの市町村への申請手続きが必要な方】

・出生などにより、新たに養育する子どもができる方

・既に受給していく、出生などにより養育する子どもが増える方

・既に受給していく、他市町村から引越しされた方

【手続の必要がない方】

・既に受給していく、支給対象となる子どもの人数に変更がない方

【平成23年の現況届の提出は不要です】

・ただし、10月に届出・申請などが必要となることがあります。

問合せ・申込先

潮来市 税務課 TEL 63-1111 内線386

震災復興チャリティイベント

震災復興チャリティ AGAIN

（開催場所）（会場）中央公民館（ボート課内）TEL 63-1111 内線390、391

（開催期間）6月19日（木）～6月20日（金）

（開催時間）午前9時～午後5時

（開催料）6,000円（中学生以下無料）

（会員登録料）4,000円（中学生以下無料）

（応募方法）下記まで、お問い合わせください。

問合せ

潮来市立中央公民館 TEL 66-0660

水道水の放射能濃度 測定結果

鹿島アントラーズファンクラブ事務局

鹿島アントラーズファンクラブ事務局による震災復興チャリティマッチが開催されます。また、スペシャルライブなどのイベントも行われます。皆さん、『元気』をもらいにスタジアムに行こう！

（日程）6月4日（土）

（場所）県立カシマサッカースタジアム

（内容）①チヤリティーマッチ

②スペシャルチヤリティーライブ

※詳細は、鹿島アントラーズファンクラブサイトにてご確認ください。

問合せ

潮来市立中央公民館 TEL 66-0660

固定資産税 納期限の延長

東日本大震災の影響により固定資産税(第1期)の納期限が延長となります。第2期以降は通常の納期限になります。

（納期限）固定資産税(第1期) 变更前：5月31日（火） 变更後：6月30日（火）

※口座振替日についても、6月30日となりますので、ご注意ください。

問合せ

潮来市 税務課 TEL 63-1111 内線121、123、124

QRコード

潮来市シンボルマーク



広報

いたこ

ITAKO Public Information

Vol.122



5

2011(平成23年)

Contents

- | | | | |
|----------------|------|-----------------|----|
| ・災害ボランティア | 2～3 | ・「あやめ号」運行再開!! | 13 |
| ・あやめまつり関連 | 4～6 | ・図書館だより | 14 |
| ・災害復興チャリティイベント | 7 | ・シリーズ 潮来市の誇れる文化 | 15 |
| ・災害援護資金の貸付 | 8 | ・6月のカレンダー | 15 |
| ・潮来市からのお知らせ | 9～12 | ・あやめ園整備事業 | 16 |

今、「心」をひとつに…

東日本大震災後の復興に向けた取り組みの中で、たくさんのボランティアの方々にご協力いただきました。その活動の様子をおさめた写真をいくつか紹介させていただきます。

多くの方々に復興に向けた力をいただきました



茨城ゴールデンゴールズの野球教室



アントラーズ小谷野選手のサッカー指導



潮来一中から寄贈されたプランター



ボランティアによるカレーの炊き出し



自衛隊による給水活動

自衛隊・
ボランティアの
方々による給水活動・
炊き出しの様子

災害対策本部や避難所でのボランティアによる支援活動



ボランティアによる支援物資搬入



避難所で説明を受けるボランティア



ボランティアによる支援物資受付

多くの方々の協力を得ながら 現在も復興作業が進められています



全国から寄せられたメッセージ



1,500人が集まった日の出地区土砂撤去作業



多くの方々にご協力いただいた日の出地区的復興作業

復興に向けた、人的支援として
かけつけていただいた、長野県の
3市町村（岡谷市、長和町、阿智
村）、行方県税事務所の方々。

家屋調査や被害認定調査などに
おいて多大な貢献をしていただい
ております。



ボランティアによる入浴サービス受付

市では、3月から4月にかけ、民間施設のご厚意により無
料入浴サービスを実施して参りました。

各民間施設には、無償提供による入浴サービスにご協力い
ただきました。この場を借りて、ご協力いただいた方々へ、
改めて感謝申し上げます。

入浴サービスを実施していただいた施設

ジェイゴルフ霞ヶ浦	麻生カントリークラブ
潮来カントリー倶楽部	潮来ホテル
割烹旅館霞ヶ浦	かんぽの宿潮来
	(順不同)

あやめまつり開催に向けて

あやめまつり開催の嘆願書



4月6日（水）、水郷潮来観光協会（高塚悌治会長）、潮来市商工会（村山正光会長）の代表者ら18名が市役所を訪れ、あやめまつり開催の嘆願書を柏田市長に手渡しました。

嘆願書には高塚会長、村山会長をはじめ、潮来旅館組合、潮来法人会、市地域女性団体連絡協議会、潮来青年会議所、潮来民謡保存会などの代表者が名を連ね、「震災復興のメッセージとして、あやめまつりの開催を」と求めました。

当初、東日本大震災で液状化などの被害を受けたことを踏まえ、「予算を復興に使っていきたい」と市の思いから、あやめまつりの中止も検討しましたが、民間団体と協議し、これまでより市の負担を軽減した形での開催が決まりました。

復興へ向け、嫁入り舟特別運航

4月30日（土）、あやめまつりに先立ち、「嫁入り舟」が運航され、市内外から集まった多くの方々が幸せの門出を祝いました。

この日、結婚式を迎えたのは、神栖市の細田喜博さんと真弓さん夫妻。あやめまつり開催前に行う今回の特別運航は以前から予定されていましたが、震災の影響で実施が危ぶまれていました。そのような中、真弓さんからの「私の家も断水し、傾いています。こんなときだからこそ嫁入り舟を実現させ、潮来に元気を」という思いがつづられた手紙が届き、嫁入り舟を特別運航することになりました。

白無垢（しろむく）姿の花嫁を乗せた嫁入り舟は、前川あやめ園を出発し、花婿の待つ「WA i W A i ファンタジア」に向かって進み、親族や観光客などから「おめでとう」との声がかけられました。

真弓さんは、「幼い頃から嫁入り舟に乗るのに憧れていました。とても嬉しい」と幸せそうに話していました。



橋本茨城県知事を表敬訪問

5月17日（火）、柏田市長をはじめ、水郷潮来観光協会、潮来市商工会、あやめ娘、娘船頭が中心となり、橋本知事へ表敬訪問を行いました。

柏田市長は橋本知事に対し、「大震災の影響により、開催が危ぶまれていたあやめまつりですが、商工会や観光協会、そして嫁入り舟の花嫁さんなどの強い要望を考慮し、開催を決定しました。震災で疲れた心を花の力で癒していただければ」と説明し、知事からは「自粛が広がると、失業者が増えてしまう。地域活性化のためにもこののような祭りは、どんどん開催していただきたい」との力強いお言葉をいただきました。

その後、一行は茨城放送を訪問し、柏田市長・あやめ娘・娘船頭が生放送番組に出演しました。番組

の中で、あやめ娘の松田朋子さんは「震災に負けず、元気な潮来をPRしたい」とあやめまつりにかける思いを語りました。



今、心を一つに 力を合わせて

第60回

水郷潮来あやめまつり

開催



水郷潮来あやめまつりは昭和27年に始
まった歴史ある祭りで、会場である
あやめ園（昭和51年開園）には、約500
100万株のあやめ（花菖蒲）が植えられて
います。例年、6月中旬、こうに見頃を迎
え、あやめ園一帯に咲き誇ります。

今年は東日本大震災の影響により、開催
が危ぶまれていましたが、関係各位のご尽
力により5月21日（土）、「第60回水郷潮来
あやめまつり」の開会式が行われました。

開会式前には、ろ舟の安全祈願祭および
新造船の進水式がとり行われ、新たなろ舟
の誕生を祝いました。

開会式では柏田市長から、「大震災の影
響もあり、例年と同じようには行えません
が、『今、心を一つに』を合言葉に、おも
てなしの心をもって開催したい」とのあ
いさつがあり、復興へのメッセージとなる
あやめまつりが、スタートしました。



左から 草野奈津美さん 八木眞さん 関口はるかさん
緑川桃香さん 松田朋子さん 兼平麻美さん

第60回

水郷潮来あやめまつり

1. 開催期間 5月21日(土)～6月26日(日) 37日間

2. 開催場所 市営前川あやめ園（一部通行止め区間あり）



大会行事

行事名	実施日時	実施場所
嫁入り舟の運航	水 11:00 (初の平日運航) 土 11:00・14:00 日 11:00・14:00 ※6月4日(土)は13:00からも運航します。	
市営櫓舟の運航	期間中	前 川
宵の嫁入り舟	期間中の土曜日 20:00	
宵の櫓舟運航	18:00～20:30	
あやめ踊り披露	5月29日(日), 6月5日(日), 12日(日), 19日(日)	
潮来囃子演奏	6月12日(日), 19日(日)	
踊り披露	5月28日(土), 6月4日(土), 11日(土), 18日(土)	
観光ボランティア案内	期間中	前 川
水郷の燈(すいごうのあかり)	6月18日(土)・夜	あやめ園
日の出小プラスバンド部演奏会	6月18日(土) 13:30～14:00	
全国優良品種花菖蒲展示会	期間中	
前川あやめ園ライトアップ	期間中の土曜日・夜	前川あやめ園周辺
駅からハイキング	6月11日(土)	
潮来市特産品販路推進販売	期間中	
ガンバレ潮来！ 水のJAZZ FESTIVAL	6月12日(日) 10:00～16:00 当日は花村菊江ショーも行います。	潮来駅西 □

嫁入り舟 今年の注目は ココ！

水郷情緒あふれる優雅な「嫁入り舟」は、あやめまつりの風物詩となっており、人気のイベントの一つです。

今年は土・日曜だけでなく、水曜日にも実施し、史上最多36組の嫁入り舟が行われます。ぜひ、皆さんも実際にお越しいただき、ご家族と一緒に二人の門出を祝福してみませんか。

協賛行事



行事名	実施日時	実施場所
潮来のうたフェスティバル	5月29日(日)	潮来ホテル
関東俳句大会	6月5日(日)	潮来公民館大ホール
囲碁大会	6月5日(日)	延方公民館
弓道大会	6月12日(日)	潮来高校
少年剣道大会	6月12日(日)	潮来第一中学校体育館
将棋大会	6月19日(日)	津知公民館
短歌大会	6月19日(日)	牛堀公民館1階ホール
水郷潮来シティレガッタ	6月26日(日)	常陸利根川

お問合せ 潮来市 観光商工課 TEL. 63-1111 内線241～245

《広 告》



小さな相談室から
大きな幸せを！

稻敷市光葉9-127
tel & fax.0299-79-3855
国道125号沿い幸田信号の近く

日本仲人連盟加盟



結婚相談 みつば

担当：江田

《広 告》

借金を整理して生活を楽に
あなたのお困りごと無料相談室

債務整理・自己破産
過払金返還請求・不動産登記
会社登記・裁判手続・法律相談

— 司法書士 —
黒田 良一

事務所 千葉県香取市山之辺1463-7 (国道51号線沿い)
TEL 0478(58)2777(FAX 0478(58)2808)
携帯 080-5030-5665

震災復興チャリティーイベント 『SMILE AGAIN』 ～YELL FROM KASHIMA～ 開催！



東日本大震災で被災した皆さまへメッセージやエネルギーを届けるために、アントラーズOBと元Jリーグスタープレーヤーによる震災復興チャリティーマッチが開催されます。

また、当日はホームタウン5市（潮来・鹿嶋・神栖・行方・鉾田）による太陽光パネル下でのマルシェ（朝市）やコンコースでの出展、試合後の『FUNKY MONKEY BABYS』によるスペシャルチャリティーライブなど、様々な復興イベントも行われます。

皆さん、『元気』をもらいにスタジアムに行きましょう！

日 時 6月4日（土） 午後2時 キックオフ

会 場 県立カシマサッカースタジアム

内 容 ①チャリティーマッチ「FOOTBALL STARS AID」

ANTLERS LEGENDS
(鹿島アントラーズOB)

vs WITH HOPE UNITED
(元Jリーグスタープレーヤー)

②スペシャルチャリティーライブ

参加アーティスト：FUNKY MONKEY BABYS

※チケット等の詳細は鹿島アントラーズオフィシャルサイトにてご確認ください。

《<http://www.so-net.ne.jp/antlers/>》

カシマスタジアムJ1試合日程

6/15(水)19:00	ヴァンフォーレ甲府
18(土)19:00	ジュビロ磐田
25(土)18:30	川崎フロンターレ
7/10(日)18:30	アルビレックス新潟
17(日)18:30	ベガルタ仙台
27(水)19:00	ガンバ大阪
8/6(土)18:30	モンテディオ山形
17(水)19:00	セレッソ大阪
20(土)18:30	サンフレッチェ広島
28(日)18:30	アビスパ福岡

お問合せ 鹿島アントラーズファンクラブ事務局 TEL. 82-5555 (午前10時～午後4時)

水郷作家庭展

期 間 6月26日（日）まで

時 間 午前10時～午後5時

場 所 水郷まちかどギャラリー

内 容 小堀進・村山密
他8名の水郷の
作家による絵画
の展示

入場料 無 料



※会期中休館日はありません。

お問合せ 水郷まちかどギャラリー
TEL. 66-0660

第3回 水郷潮来花嫁衣装 街かど展示

明治・大正・昭和の花嫁衣装を市内10ヶ所で展示しますので、ぜひご覧ください。

期 間 5月28日(土)～6月19日(日)

展示協力店

- 若槻米店 ○草野毛糸店
- たけよし うなぎ店 ○若田屋そば店
- 菅谷クリーニング店 ○富士屋ホテル
- 潮来ホテル ○錦水うなぎ料理店
- アイモア ○茶の大川園

お問合せ 水郷潮来観光協会
TEL. 63-3154

災害により負傷又は、家財の損害を受けた方に対して、生活再建に必要な資金を貸し付けます。

■ 貸付限度額

	世帯主の1ヶ月以上の負傷	世帯主の負傷なし
負傷があるのみ	150万円	—
家財の損害3分の1以上	250万円	150万円
住居が半壊	270万円	170万円
住居が全壊	350万円	250万円
住居の滅失・流失	—	350万円

※世帯主の負傷は、災害によるものであること。

■ 所得制限

世帯人数	市民税における平成21年の総所得額（世帯全員）
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	730万+1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合 1,270万円

■ 貸付利率 保証人を立てた場合 …無利子
保証人を立てない場合…年1.5%（据置期間中は無利子）

■ 償還期間 13年以内（据置期間を含む）

■ 据置期間 6年以内（特別の場合8年）

■ 償還方法 年賦または半年賦

■ 連帯保証人 連帯保証人は次の要件を満たす必要があります。

- ① 能力者であること（連帯して責任を負える者）
- ② 弁済の資力を有する人
- ③ 借受人と同一世帯の者ではないこと
- ④ 災害援護資金の借受人ではないこと
- ⑤ 市内在住であること
(市内にいない場合は近隣の市町村在住の方でも可)

■ 提出書類 1 災害援護資金借入申込書（社会福祉課にて配布）
2 り災証明書
3 世帯の平成21年の所得に関する証明書
4 診断書（世帯主の負傷がある場合のみ）

お問合せ・申請先 潮来市 社会福祉課 TEL. 63-1111 内線385・386

お問合せ 潮来市 環境課 TEL. 63-1111 内線252



都市計画の決定および変更のお知らせ

潮来市では、平成23年3月31日に「稻井川地区」と「潮来前地区」に関する都市計画の決定および変更を行いました。都市計画の図書については、都市建設課で縦覧できます。

■稻井川地区

【目的】

居住、商業・業務等、潮来市の活力の源泉となる機能導入と計画的な基盤整備を図る。

【区域】

潮来市辻、須賀、須賀南、曲松南、小泉南の各一部



都市計画の種類	面 積	内 容
都市区画整理事業の廃止	49.2ha	昭和47年に決定した土地区画整理事業区域を廃止
都市計画の決定	49.2ha	廃止する土地区画整理事業に代わり、新たに地区計画制度による良好な市街地形成を目指し、建物の用途や道路の配置等を決定
用途地域の変更	16.0ha	前川沿岸の盛土部及び県道水戸神栖線沿道の用途地域を一部変更

■潮来前地区

【目的】

商業機能の維持・強化に向け新たな商業施設の集積促進を図る。

【区域】

潮来市潮来字潮来前の一帯



都市計画の種類	面 積	内 容
地区計画の変更	5.4ha	①地区施設（駐車場等）の廃止 ②建物用途の一部緩和（カラオケボックス）

お問合せ 潮来市 都市建設課 TEL. 63-1111 内線346

環境課からの お知らせ

日の出地区のごみ集積所は、6月1日（水）から元の場所に戻ります。分別・収集曜日は、震災前と同様となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

平成23年度

「悠久塾生」募集

悠久塾は事業主体を高齢者クラブ連合会とし、各地区との連携を図りながら充実した事業を展開してきました。健康で豊かな人生を送るために、悠久塾で自分にあった楽しみを見つけませんか？

講座内容 年4回講座 午前10時～正午

- | | | |
|--------------|--------------|--------------------------|
| ①教養講座(75名) | ⑥カラオケ講座(30名) | ⑨社交ダンス講座(25名) |
| ②歴史講座(40名) | ⑦絵手紙講座(25名) | ※⑨については、午後1時～3時 |
| ③陶芸講座(20名) | ⑧新規講座 | ※上記、専門講座の他に全体研修・講座発表会あり。 |
| ④コーラス講座(30名) | ⑤川柳講座(15名) | 民謡講座(25名) |

場所 中央公民館・潮来公民館

受講資格 市内在住でおおむね、60歳以上の方。

※市バスを利用する方は、必ず市総務課にて県民交通災害共済にご加入ください。

受講料 年間5,000円（材料費等実費有り）

申込方法 介護福祉課または、地区高齢者クラブ連合会会長宅にある申込用紙に記入し受講料を添えてお申込みください。

※③陶芸講座は初心者優先、応募者多数の場合、抽選となる場合があります。

申込締切 6月9日(木)

お問合せ・申込先 潮来市 介護福祉課 TEL. 63-1111 内線390・391

平成23年度 特別児童扶養手当および 特別障害者手当等の手当額変更のお知らせ！

「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律（平成17年法律第9号）」の規定により、右記のとおり平成23年4月分～手当額が変更になります。

	(平成22年度)	(平成23年度)
特別児童扶養手当（1級）	50,750円	→ 50,550円
”（2級）	33,800円	→ 33,670円
特別障害者手当	26,440円	→ 26,340円
障害児福祉手当	14,380円	→ 14,330円
福祉手当（経過措置分）	14,380円	→ 14,330円

※詳細は介護福祉課までお問い合わせください。

総務省による、地上デジタル放送簡易チューナーの無償給付が行われます

対象者	市民税非課税世帯の方	NHKの放送受信料全額免除世帯の方
支援内容	(1) 簡易なチューナー1台をお住まいへ配達します。 (2) 設置方法と操作方法を電話でサポートします。	(1) お住まいへ訪問して、簡易なチューナー1台を設置し操作説明を行います。 (2) 簡易なチューナー1台のみで地上デジタル放送が視聴できない場合は、アンテナの改修なども行います。 (3) 共同受信施設・ケーブルテレビの必要最低限の改修経費を負担します。
申込方法	平成23年7月24日（消印有効）までに潮来市役所介護福祉課にて、申込書をご記入の上、世帯全員の記載された住民票と世帯全員分の非課税証明書を添えて、地デジチューナー支援実施センターに送付してください。	NHK受信料全額免除世帯（生活保護世帯／障害者が世帯構成員で世帯全員が住民税非課税の世帯等）は、事前に介護福祉課にて受信料全額免除申請をしていただくと、NHKから受信料全額免除証明書が送付されます。 その上で、平成23年7月24日（消印有効）までに潮来市役所介護福祉課にて、申込書をご記入の上、受信料全額免除証明書を添えて、地デジチューナー支援実施センターに送付してください。

※既に地上デジタル放送に対応しているご家庭は、給付を受けられません。

お問合せ 潮来市 介護福祉課 TEL. 63-1111 内線392・393

市立延方幼稚園 園庭開放

日 程	①6月22日（水） ②7月21日（木）
時 間	午前9時30分～11時
内 容	①歌や手遊び、保育への参加 ②户外での遊び・親子での製作・紙芝居
対 象 者	2～4歳のお子さんとその保護者
持 参 物	水筒、帽子、上履き（お子さん用）、スリッパ（保護者用）、着替え等

参 加 費 無 料
申込人員 15組
申込期限 ①6月17日（金）
②7月15日（金）
申込方法 電話または、FAXにてお申し込みください。



お問合せ・申込先 潮来市立延方幼稚園 TEL. 66-2533 FAX. 66-3569

子育て広場 一部再開のお知らせ

子育て広場を5月19日（木）から一部再開しております。
なお、中央公民館での子育て広場の再開時期については、決定次第、広報紙・ホームページにてお知らせします。
皆さんのご利用をお待ちしております。

開催日	毎週木曜日
時 間	午前10時～正午、午後1時～3時
場 所	潮来市立図書館



お問合せ 潮来市 社会福祉課 子育て支援室 TEL. 63-1111 内線 386

被災児童等の 心の相談窓口



震災を受けたお子さんの様子で心配なことがあるときは、「被災児童等の心の相談窓口」にお電話ください。県外から茨城県に避難されているお子さんについての相談もお受けしております。

相談電話 029-221-4992
(茨城県福祉相談センター代表電話番号)
受付期間 平成24年3月末まで
受付時間 月～金曜（祝日除く）
午前9時～午後5時

ここにちは! 保健センターです



潮来市かすみ保健福祉センターでは、市民の皆さまの健康をお助けするいろいろな事業を行っています。
お気軽にご相談ください。

小児肺炎球菌ワクチン・ヒブワクチンの接種料無料化について!

小児用肺炎球菌ワクチン（販売名：プレベナー水性懸濁皮下注）およびヒブワクチン（販売名アクトヒブ）について

は、同時接種後の死亡例が報告されたことを受け、平成23年3月4日（金）、以降、接種を一時的に見合わせておりましたが、厚生労働省は3月29日（火）、安全性上の懸念はないとの評価を受け、小児用肺炎球菌ワクチンおよびヒブワクチンの接種を4月1日（金）、から再開する通知を発表しました。

潮来市では、小児肺炎球菌ワクチン・ヒブワクチンの接種料無料化を実施します。この事業は、国の交付金を受けて助成するもので、いずれの予防接種も**任意接種**（保護者の判断で接種するかどうかを決める予防接種）です。ワクチンの予防効果や副反応をご理解のうえ、ご受診ください。

対象者

潮来市に住民登録または外国人登録をしている生後2か月から5歳未満の乳幼児

接種方法

潮来市と委託契約をした医療機関における個別接種
※事前に電話等でご予約をしたうえで接種してください。
※予診票は契約医療機関においてありますので、そちらをご利用ください。

接種費用

無料

契約医療機関

医療機関名	住所	電話番号
飯島内科	日の出8-13-2	66-0280
大久保診療所	潮来143-2	62-2506
仲沢医院	あやめ2-27-11	63-2003
延方クリニック	宮前1-11-8	66-1873

※市外の医療機関については、かすみ保健福祉センターまでお問い合わせください。
※契約医療機関以外で接種した場合は、全額自己負担となりますのでご注意ください。

い。接種後1週間は副反応（注射部位の赤み・しみり・腫れ・痛みなど）に注意し、強い痛みがある場合や症状が長引く場合は、医師の診察を受けてください。
※事前に電話等でご予約をしたうえで接種してください。
※予診票は契約医療機関においてありますので、そちらをご利用ください。

接種回数	接種対象年齢	接種回数
	2ヶ月～7ヶ月未満	4回
ヒブワクチン	7ヶ月～12ヶ月未満	3回
	1歳～5歳未満	1回
	2ヶ月～7ヶ月未満	4回
小児肺炎球菌ワクチン	7ヶ月～12ヶ月未満	3回
	1歳～2歳未満	2回
	2歳～5歳未満	1回

お問合せ 潮来市 かすみ保健福祉センター TEL. 64-5240



「あやめ号」 運行再開!!

東日本大震災の影響により、長らく運休させていただいておりましたが、5月1日から通常運行を再開させていただいております。

・・道の駅いたこ 市内無料送迎バスあやめ号時刻表・・

ヘルスランドさくら 行き

停留所名	1便	2便	3便	4便
1 延方駅	9:05	11:05	13:05	15:05
2 道の駅いたこ	9:11	11:11	13:11	15:11
3 水郷潮来バスターミナル	9:14	11:14	13:14	15:14
4 日の出中学校前	9:16	11:16	13:16	15:16
5 日の出8丁目	9:17	11:17	13:17	15:17
6 ショッピングセンターイモア	9:20	11:20	13:20	15:20
7 潮来駅	9:22	11:22	13:22	15:22
8 セイミヤ潮来店	9:24	11:24	13:24	15:24
9 潮来公民館	9:25	11:25	13:25	15:25
10 大黒天	9:28	11:28	13:28	15:28
11 潮来ふるさと館	9:29	11:29	13:29	15:29
12 かすみ保健福祉センター	9:33	11:33	13:33	15:33
13 潮来市立図書館入口	9:37	11:37	13:37	15:37
14 永山交差点入口	9:38	11:38	13:38	15:38
15 ショッピングプラザ ラ・ラ・ルー	9:40	11:40	13:40	15:40
16 牛堀公民館入口	9:41	11:41	13:41	15:41
17 掘之内	9:44	11:44	13:44	15:44
18 茂木	9:46	11:46	13:46	15:46
19 水郷県民の森	9:49	11:49	13:49	15:49
20 ヘルスランドさくら	9:52	11:52	13:52	15:52

延方駅 行き

停留所名	1便	2便	3便	4便
1 ヘルスランドさくら	10:05	12:05	14:05	16:05
2 水郷県民の森	10:08	12:08	14:08	16:08
3 茂木	10:11	12:11	14:11	16:11
4 掘之内	10:13	12:13	14:13	16:13
5 牛堀公民館入口	10:16	12:16	14:16	16:16
6 ショッピングプラザ ラ・ラ・ルー	10:17	12:17	14:17	16:17
7 永山交差点入口	10:19	12:19	14:19	16:19
8 潮来市立図書館入口	10:20	12:20	14:20	16:20
9 かすみ保健福祉センター	10:24	12:24	14:24	16:24
10 ふるさと館	10:28	12:28	14:28	16:28
11 大黒天	10:29	12:29	14:29	16:29
12 潮来公民館	10:32	12:32	14:32	16:32
13 セイミヤ潮来店	10:33	12:33	14:33	16:33
14 潮来駅	10:35	12:35	14:35	16:35
15 ショッピングセンターイモア	10:37	12:37	14:37	16:37
16 日の出8丁目	10:40	12:40	14:40	16:40
17 日の出中学校前	10:41	12:41	14:41	16:41
18 水郷潮来バスターミナル	10:43	12:43	14:43	16:43
19 道の駅いたこ	10:46	12:46	14:46	16:46
20 延方駅	10:52	12:52	14:52	16:52

《ご利用の方へのご注意》

- ご利用の方のご希望に添えるように配慮しますが、危険回避のため、ご希望の場所で乗降できない場合があります。
- バス停以外の場所でも乗降の際に停車するため、交通状況が良好でも、ダイヤ通り運行できない場合がございます。
- バスの遅延・満車等により乗車できない場合の損害については、一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

○運休日【毎週月曜日】

○フリーライド方式です

（乗車の際は、運転手に
手をあげてお知らせください）

○無料でご利用できます



時刻表はこちらの
モバイルHPでも
確認できます！

お問合せ 道の駅いたこ TEL. 67-1161

今月の本棚（6月）

特集 日本の文学賞特集～江戸川乱歩賞・本格ミステリ大賞～

紹介 日本国内には芥川・直木賞など沢山の文学賞が発表されています。毎月様々な文学賞が発表され、幅広いジャンルに富んでいます。図書館では、国内で発表される文学賞を紹介するとともに、作品も揃え展示・貸出しています。5月は「児童文芸新人賞」「江戸川乱歩賞」「本格ミステリ大賞」が発表されます。過去数年の受賞作品も揃えましたので、ぜひご利用ください。



図書館員おすすめの本

特集「あやめ」



紹介

大震災の影響で開催が危ぶまれていましたが、今年も「水郷潮来あやめ祭り」が開催されます。嫁入り舟運航、宵の嫁入り舟運航、ろ舟遊覧船運航等、古くから多くの観光客に親しまれてきたイベントです。あやめ園には約500種類のあやめが植えられています。図書館では、「あやめ」に関する資料や祭りに関する情報を揃えています。お気に入りのあやめを見つけてみてはいかがでしょうか。

特集「地震・災害への備え」



紹介

このたびの大震災では多くの方が被災され、今なお復興にむけ懸命に努力しています。

こんな時、図書館にできることは微力ではありますが、皆さまのお役に立つヒントが少しでもあればと、コーナーを作りました。地震や津波のメカニズム、災害前の備え、災害に見舞われた後の対処方法、家屋の改修方法など、さまざまな角度から資料を揃えました。どうぞご活用ください。

「図書館こどもだより」 を始めました！

子どもたちに、より図書館を楽しんでもらうために、毎月「図書館こどもだより」を作成します。絵本や読み物の紹介、イベントのお知らせ、クイズなどもありますのでお楽しみに。

創刊にちなんで「図書館こどもだより」のニックネームを募集します。

募集内容 「図書館こどもだより」のニックネーム

対象者 どなたでもご応募できます。

応募期限 7月31日（日）

応募方法 図書館内にある、応募用紙に記入の上ご応募ください。

その他 採用作品は図書館ホームページやこどもだよりにて発表する予定です。多くの子どもたちに親しまれるようなニックネームをお待ちしております。

開館時間変更の お知らせ

震災の影響により図書館でも本が散乱するなどの被害を受けました。長期にわたり休館していましたが復旧し、2階学習コーナーも開放しています。現在は節電を実施している関係上、開館時間を短縮していますのでご了承ください。

開館時間

午前10時～午後6時

※今後の電力事情により開館時間が変更になる場合があります。

6月の図書館カレンダー

※休館日は、6月15日（水）館内整理日となります。

お問い合わせ 潮来市立図書館 TEL. 80-3311 FAX. 64-5880

第56回

シリーズ 潮来市の誇れる文化

獅子舞



二丁目の獅子舞は、悪疫退散の願いを祈るため奉納される神樂舞。その獅子舞と芸座囃子は、神樂舞の始まりとされています。三丁目の獅子舞は、昭和三十九年、茨城県無形文化財に指定されています。

獅子舞の道具と装束は、朱塗りの獅子頭御幣、鉾大太鼓、小太鼓、笛、獅子方四名の半纏です。獅子舞は、一頭一人立ちの型で舞われます。前立ち（前足）は獅子頭を冠え、後立ち（後足）は同じく衣の中に入り、主に前立ちの動きに合わせて舞い踊られます。

伝承されている神樂囃子は「四方立」「天の岩戸」「神のいさめ」「悪魔払い」「太平樂」「太祝詞」の六曲。囃子は、篠笛、小太鼓、大太鼓の三つの鳴り物で、神樂歌は太鼓を打つものが歌います。獅子舞の始まりと仕舞いには、大太鼓、小太鼓のみで独特の「笛なし砂切り」が入ります。仕舞砂切りが鳴り終わるまでの間、境内にいる子ども達は獅子頭で頭を噛んでもらい祓つてもらいます。丁目の前の三カ所で奉納されます。また総輓年の引継会場と、一度の十番渡御の際は十番御分社前で奉納されます。

潮来市文化財保護審議会委員
長谷川 順

日 Sunday	月 Monday	火 Tuesday	水 Wednesday	木 Thursday	金 Friday	土 Saturday
6 June 6月のカレンダー			1 子育て広場(中) ◎婦人科検診(か)	2 子育て広場(図) ◎婦人科検診(か)	3 子育て広場(中) ◎婦人科検診(か)	4 アントラーズチャリティマッチ(ス)
5 田植交流会 (永山地区・県民の森) +当番医 久保医院☎64-6116	6 ◎婦人科検診(か)	7 子育て広場(中) ◎婦人科検診(か) 4ヶ月児育児相談(か) (H23.1月生)	8 子育て広場(中) ◎婦人科検診(か)	9 子育て広場(図) ◎婦人科検診(か) 7ヶ月児育児相談(か) (H22.10月生)	10 子育て広場(中) ◎婦人科検診(か) MR(麻しん風しん) (日の出中)	11
12 +当番医 船坂医院☎66-1285	13 ◎婦人科検診(か) マタニティ・セミナー(か) のぎく会(い)	14 子育て広場(中) ◎婦人科検診(か) ヘルスマップ教室(潮公)	15 子育て広場(中) ◎婦人科検診(か) お元気会(い)	16 子育て広場(図) ◎婦人科検診(か) MR(麻しん風しん) (牛堀中)	17 子育て広場(中) ◎婦人科検診(か) MR(麻しん風しん) (潮来一中)	18 水郷の燈(前)
19 +当番医 常南医院☎63-1101	20 ◎婦人科検診(か) ストレッチ体操(い)	21 子育て広場(中) ◎婦人科検診(か) 1歳児育児相談(か) (H22.6月生)	22 子育て広場(中) ◎婦人科検診(か) MR(麻しん風しん) (潮来二中)	23 子育て広場(図) ヘルスマップ教室(延公) ボリオ(か) (H23.2月28日以前生)	24 子育て広場(中)	25
26 潮来シティレガツタ 2011 +当番医 延方クリニック ☎66-1873	27 1歳6ヶ月児健診(か) (H21.11月生)	28 子育て広場(中) 3歳児健診(か) (H20.3月生)	29 子育て広場(中) ボリオ(か) (H23.2月28日以前生)	30 子育て広場(図)	<p>● 実施場所 ●</p> <p>(い)…潮来保健センター (か)…かすみ保健福祉センター (中)…中央公民館 (図)…市立図書館 (潮公)…潮来公民館 (延公)…延方公民館 (ス)…県立カシマサッカースタジアム (前)…前川あやの園</p>	

◎今月の納税は、市県民税・固定資産税の第1期分、
介護保険料の第2期分です。
《市税の納付は口座振替が確実で便利です。》

あやめ園整備事業



5月15日(日)、「第60回水郷潮来あやめまつり」に向けて、市民による「あやめ園整備事業」が行われました。

市内の小・中学校の児童や生徒、観光協会、商工会、ボランティアなど例年を大幅に上回る600名以上の方々が黄色や紫のカキツバタが咲く園内にて、300本を補植しました。強い日差しの中での作業となりましたが、あやめ園に集まつた600名が今大会のスローガンである「今、心を一つに…」を合い言葉に、「市民が誇れるあやめ園づくり」を目指しました。

人口のうごき 5月1日現在 ()内は前月比 総数 30,108人(-126) 男 14,911人(-48) 女 15,197人(-78) 世帯数 10,736世帯(-33)

広報 いたこ Vol.122

平成23年
5月26日発行

編集：潮来市総務部 秘書政策課

発行人：潮来市長 松田 千春

潮来市役所 水戸県潮来市辻626
〒311-2493 TEL 0299-63-1111

市長へのたより

FAX 0120-874-880

E-mail mayor@city.itako.lg.jp

潮来市のホームページ

<http://www.city.itako.lg.jp>

携帯電話サイト

<http://www.city.itako.lg.jp/mobile/>

メールアドレス

info@city.itako.lg.jp

市の木



市の花



よしきり



潮来市携帯電話
サイトへアクセス



市税の減免について

東日本大震災により、被害を受けられた皆さんへの負担を軽減するため、潮来市では、災証明書を用意して申請手続きを不要といたします。

固定資産税・都市計画税の減免	
減免の対象となるのは、震災により被害を受けた課税されている固定資産となります。	

【家屋】

被害の程度	減免割合
全壊	10分の10
大規模半壊	10分の8
半壊	10分の4

※解・構築物等は、課税対象となつないため減免の対象となりません。

また、屋根瓦の一部壊損や壁の一部にひびが入った等の一部壊損についても、減免の対象となりません。

※被災物について、お問い合わせさせていただきます。

【土地】

(被害面積が当該土地の面積に占める割合)	減免割合
10分の8以上	10分の10
10分の4以上10分の8未満	10分の8
10分の2以上10分の4未満	10分の4
広範囲ごとに段状化の被害を受けた区画に存在する土地	10分の2
1,000万円以下	4分の1
750万円を超えて	8分の1

※著しい土地の崩落または土砂の流入による埋没もしくは沈下により使用が困難となつた土地が対象で、単に亀裂が入つただけの土地は対象外となります。

【償却資産】

被害の程度	減免割合
価格の10分の8以上の価格を減じたとき	10分の10
価格の10分の4以上10分の8未満の価格を減じたとき	10分の8

※修理費等の合計が、平成23年度申告取得価格の10分の2に満たない場合は、減免の対象となります。

※償却資産の減免については、申請が必要となります。

納付について	減免割合
価格の10分の8以上の価格を減じたとき	10分の10
価格の10分の2以上10分の4未満の価格を減じたとき	10分の4

※修理費等の合計が、平成23年度申告取得価格の10分の2に満たない場合は、減免の対象となります。

※償却資産の減免については、申請が必要となります。

【問合せ】減免について	潮来市 税務課 TEL 63-1111 内線123～126
納付について	内線127～129

後期高齢者医療保険料の減免

震災により被保険者本人または世帯主の現に居住する住宅（賃貸の住宅は除く）、もしくは所有する家財、その他の財産の金額（保険金・損害賠償金等により補填されるべき金額は除く）が、その資産価値の10分の3以上の損失（全壊・半壊等の被害の程度）を被つた場合で、保険料を納めることが困難な方につきましては、減免されることあります。木造の住宅の屋根瓦または基礎等の一部の被害のみの場合は、10分の1の損害割合となり、保険料の減免に該当しません。

【対象期間】

災害が生じた日の翌月から1年間（ただし、災害が生じた当日に保険料の納期がある場合は、当月から1年間）

※納期限の7日前までに申請が必要です。

【申請に必要なもの】

・災証明書

・印鑑

【問合せ・申請先】

潮来市 市民課 国保年金グループ
TEL 63-1111 内線133

個人市民税の減免

①震災により、納稅義務者が死んでまでは生活保護を受けることになった場合

②震災により、納稅義務者が障害者になつた場合

（地方税法の規定による障害者をいう）

【10分の9を減免】

③震災により、住んでいた住宅に半壊以上の損害を受けた場合

【下記参照】

※対象者は、災証明書の申請者（持ち家の場合は、住宅の所有者またはその住宅の所有者である方）

※前年の所得が1,000万円以下の方

国民年金保険料の減免

国民年金の第1号被保険者で、災害により住宅・家財・その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方が対象となります。（ただし、任意加入者除外）

【対象期間】

平成23年2月分から6月分まで

【申請に必要なもの】

・災証明書

・印鑑

【問合せ・申請先】

潮来市 市民課 国保年金グループ
TEL 63-1111 内線132

介護保険料の減免

震災により、世帯主が障害者となつた場合

【10分の9を減免】

①震災により、世帯主が障害者となつた場合

【下記参照】

※対象者は、災証明書を提出する方

※前年の世帯の合計所得が1,000万円以下の方

【所得および損害程度による減免割合表】

前年の合計所得金額	減免割合
10分の8以上	10分の10
10分の4以上10分の8未満	10分の8
10分の2以上10分の4未満	10分の4
広範囲ごとに段状化の被害を受けた区画に存在する土地	10分の2

※上記の割合表は、個人市民税・国民健康保険料の減免に該当します。

※震災により使用が困難となつた土地が対象で、単に亀裂

が入つただけの土地は対象外となります。

【賞支給】

被害の程度	減免割合
価格の10分の8以上の価格を減じたとき	10分の10
価格の10分の4以上10分の8未満の価格を減じたとき	10分の8

※修理費等の合計が、平成23年度申告取得価格の10分の2に満たない場合は、減免の対象となります。

※賞支給の減免については、申請が必要となります。

【問合せ】申請先

潮来市 介護福祉課 TEL 63-1111 内線390

※この表の減免割合は、東日本大震災により被災した場合に限ります。

被害所保育料の減免

災害により、居住する住宅（賃貸の住宅は除く）が、その資産価値を合わせた額500万円以下のとき

【申請に必要なもの】

・災証明書

・印鑑

【問合せ・申請先】

潮来市 社会福祉課 TEL 63-1111 内線385

被害所保育料の減免

災害により、居住する住宅（賃貸の住宅は除く）が、その資産価値の10分の5未満以下のとき

【申請に必要なもの】

・災証明書

・印鑑

【問合せ・申請先】

潮来市 介護福祉課 TEL 63-1111 内線390

※この表の減免割合は、東日本大震災により被災した場合に限ります。

被害所保育料の減免

災害により、居住する住宅（賃貸の住宅は除く）が、その資産価値を合わせた額750万円以下のとき

【申請に必要なもの】

・災証明書

・印鑑

【問合せ・申請先】

潮来市 介護福祉課 TEL 63-1111 内線390

※この表の減免割合は、東日本大震災により被災した場合に限ります。

被害所保育料の減免

災害により、居住する住宅（賃貸の住宅は除く）が、その資産価値を合わせた額1,000万円以下のとき

【申請に必要なもの】

・災証明書

・印鑑

【問合せ・申請先】

潮来市 介護福祉課 TEL 63-1111 内線390

※この表の減免割合は、東日本大震災により被災した場合に限ります。

被害所保育料の減免

災害により、居住する住宅（賃貸の住宅は除く）が、その資産価値を合わせた額1,500万円以下のとき

【申請に必要なもの】

・災証明書

・印鑑

【問合せ・申請先】

潮来市 介護福祉課 TEL 63-1111 内線390

※この表の減免割合は、東日本大震災により被災した場合に限ります。

被害所保育料の減免

災害により、居住する住宅（賃貸の住宅は除く）が、その資産価値を合わせた額2,000万円以下のとき

【申請に必要なもの】

・災証明書

・印鑑

【問合せ・申請先】

潮来市 介護福祉課 TEL 63-1111 内線390

※この表の減免割合は、東日本大震災により被災した場合に限ります。

被害所保育料の減免

災害により、居住する住宅（賃貸の住宅は除く）が、その資産価値を合わせた額3,000万円以下のとき

【申請に必要なもの】

・災証明書

・印鑑

【問合せ・申請先】

潮来市 介護福祉課 TEL 63-1111 内線390

※この表の減免割合は、東日本大震災により被災した場合に限ります。

被害所保育料の減免

災害により、居住する住宅（賃貸の住宅は除く）が、その資産価値を合わせた額5,000万円以下のとき

【申請に必要なもの】

・災証明書

・印鑑

【問合せ・申請先】

潮来市 介護福祉課 TEL 63-1111 内線390

※この表の減免割合は、東日本大震災により被災した場合に限ります。

被害所保育料の減免

災害により、居住する住宅（賃貸の住宅は除く）が、その資産価値を合わせた額7,500万円以下のとき

【申請に必要なもの】

・災証明書

・印鑑

【問合せ・申請先】

潮来市 介護福祉課 TEL 63-1111 内線390

※この表の減免割合は、東日本大震災により被災した場合に限ります。

被害所保育料の減免

災害により、居住する住宅（賃貸の住宅は除く）が、その資産価値を合わせた額10,000万円以下のとき

【申請に必要なもの】

・災証明書

・印鑑

【問合せ・申請先】

潮来市 介護福祉課 TEL 63-1111 内線390

※この表の減免割合は、東日本大震災により被災した場合に限ります。

被害所保育料の減免

災害により、居住する住宅（賃貸の住宅は除く）が、その資産価値を合わせた額15,000万円以下のとき

【申請に必要なもの】

・災証明書

・印鑑

【問合せ・申請先】

潮来市 介護福祉課 TEL 63-1111 内線390

※この表の減免割合は、東日本大震災により被災した場合に限ります。

被害所保育料の減免

災害により、居住する住宅（賃貸の住宅は除く）が、その資産価値を合わせた額20,000万円以下のとき

【申請に必要なもの】

・災証明書

・印鑑

【問合せ・申請先】

潮来市 介護福祉課 TEL 63-1111 内線390

※この表の減免割合は、東日本大震災により被災した場合に限ります。

被害所保育料の減免

災害により、居住する住宅（賃貸の住宅は除く）が、その資産価値を合わせた額30,000万円以下のとき

【申請に必要なもの】

・災証明書

・印鑑

【問合せ・申請先】

潮来市 介護福祉課 TEL 63-1111 内線390

※この表の減免割合は、東日本大震災により被災した場合に限ります。

被害所保育料の減免

災害により、居住する住宅（賃貸の住宅は除く）が、その資産価値を合わせた額40,000万円以下のとき

【申請に必要なもの】

・災証明書

・印鑑

【問合せ・申請先】

潮来市 介護福祉課 TEL 63-1111 内線390

※この表の減免割合は、東日本大震災により被災した場合に限ります。

被害所保育料の減免

災害により、居住する住宅（賃貸の住宅は除く）が、その資産価値を合わせた額50,000万円以下のとき

【申請に必要なもの】

被災者生活再建支援制度

対象世帯

- 住宅が「全壊」または「大規模半壊」と判定された世帯（アパート・借家に居住する世帯を含む）。
- 住宅が「大規模半壊」または「半壊」の場合で、そのままにしておくと非常に危険であるなどの理由により、やむをえず住宅を解体した場合には、支援制度上は「全壊」として扱います。
- ※解体する場合は、市の職員が住宅を確認に伺いますので、**解体前に必ずご連絡ください。**
- ※解体前に**「り災証明」の申請を行ってください。**

支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

※世帯人数が1人の場合は、4分の3の金額になります。

■住宅の被害に応じて支給する支援金（基礎支援金）

【支 援 額】全壊 100万円、大規模半壊 50万円

【申請期間】災害発生日から**13ヶ月以内（平成24年4月10日まで）**

【必要なもの】災証明書（原本）、住民票（謄本）、預金通帳の写し（世帯主名義のもの）、印鑑

※解体した場合には次のものが必要となります。

解体証明書（市で発行）、滅失登記等謄本（法務局で発行）、敷地被書解体証明書（市で発行）

■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

【支 援 額】建設・購入 200万円、補修 100万円、賃借（公室住宅を除く）50万円

【申請期間】災害発生日から**37ヶ月以内（平成26年4月10日まで）**

【必要なもの】契約書の写し（住宅の建設・購入、補修、賃借に応じたもの）

※支給は、申請してから口座振込まで2ヶ月以上かかります。

茨城県災害見舞金

対象世帯

- 住宅が「半壊」の被害と判定された世帯（アパート・借家に居住する世帯を含む）

※被害状況調査の結果は、市が発行する「り災証明書」でご確認ください。

（見舞金額）1世帯：30,000円

（申請に必要なもの）

①り災証明書

②預金通帳（世帯主）の写し

③印鑑（朱肉をつけて押印する印鑑）

（支給方法）

申請書は茨城県に送付され、同県において申請の内容の審査を行い、口座に振り込まれます。

【問合せ・申請先】 茨城市 社会福祉課 TEL 63-1111 内線 385、386

※本制度は、7月以降開始されます。

（支給方法）

申請書は茨城県に送付され、同県において申請の内容の審査を行い、口座に振り込まれます。

（支給方法）

被災された世帯に寄附金が割り当てられ、当市に寄せられた義援金分配委員会が開催され、当市に寄せられた義援金の配分を次のとおり、決定いたしました。

（対象世帯）

住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の

（アパート・借家に居住する世帯を含む）

※被災された世帯と判定された世帯は、支援を受けられません。

（見舞金額）

※市義援金は、茨城市に寄せられた義援金から支給されます。

（支給方法）

申請書は茨城県に送付され、同県において申請の内容の審査を行い、口座に振り込まれます。

（支給方法）

被災者生活再建支援制度」、「茨城県災害見舞金」を申請された方の口座に振り込まれます。

潮来市水道水の放射線濃度測定結果

市内 放射線量率測定結果

市では、放射線計器を使用し、放射線量の測定を始めました。市内教育施設の放射線量率は、暫定基準値を下回っています。そのため、グラウンドの使用や健康に影響のあるレベルではありません。

（実施日） 2012年7月27日（金）

（測定場所） 市内4カ所（グラウンドの中央部）

（測定器） HORIBA PA-1000 Radiometer

（測定結果）（単位はマイクロシーベルト毎時）

内 容	放射能濃度 (Bq/kg)		採取日 (G3-37)	検出されず	3月24日
	放射性ヨウ素 (I-131)	放射性セシウム (Cs-137)			
水道水 (市内水道)	9.9 Bq/kg	5.3 Bq/kg	3月28日	検出されず	
	不検出 (5.4 Bq/kg未満)	不検出 (5.4 Bq/kg未満)	4月 4日	不検出 (4.2 Bq/kg未満)	
	不検出 (2.6 Bq/kg未満)	不検出 (4.4 Bq/kg未満)	4月11日	不検出 (4.5 Bq/kg未満)	
	不検出 (3.7 Bq/kg未満)	不検出 (8.4 Bq/kg未満)	5月 2日	不検出 (6.3 Bq/kg未満)	
	不検出 (6.3 Bq/kg未満)	不検出 (4.3 Bq/kg未満)	5月 9日	不検出 (6.3 Bq/kg未満)	

【検査機関】 茨城県環境放射線監視センター

3月24日以降：東京ニコクリア・サービス

【暫定規制値】 放射性ヨウ素：300 Bq/kg以下

放射性セシウム：200 Bq/kg以下

※水道水の放射性ヨウ素が100 Bq/kgを超える場合には、乳児による水道水の摂取を控えることがあります。市では、今後も放射能濃度の測定を行つ

まります。

（問合せ） 潮来市災害対策本部（総務課内）

TEL 63-1111 内線235～234

【被災された世帯に地デジの支援を行っています】

（支援内容） 次の被災世帯に、「簡易な地デジチューナーの無償給付」と「アンテナなどの改修等」を行います。

（対象世帯） 住宅が半壊以上と判定された世帯。

※既に地デジに対応している世帯は、支援を受けられません。

（申込方法）

介護福祉課窓口にて申込書に必要事項を記入し、

災証明書等添付して、地デジチューナー支援実施セ

ンターへ送付してください。詳しくは窓口にてご案内

します。

（問合せ） 潮来市 環境課 TEL 66-2533 FAX 66-3569

【日の出地区のごみ集積所が元に戻ります】

（問合せ） 日の出地区のごみ集積所は、6月1日（水）から元の場所に戻ります。

（問合せ） 分別・収集置き日は、震災前と同様となりますので、ごみの分別にご協力をお願いします。

（問合せ） TEL 63-1111 内線251～253

【広報いたこ情報版 平成24年5月30日発行 発行者 潮来市長 棚田千春（広報いたこ問い合わせ窓口）】

(3) 日の出地区における震災の被害・影響に関するアンケート調査

平成 23 年 11 月吉日

潮来市日の出地区の皆様

『日の出地区における震災の被害・影響に関するアンケート調査』 御協力のお願い

筑波大学 システム情報工学研究科
都市防災研究室

はじめに

日の出地区の皆様には、3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」とそれに伴う大規模な地盤の液化により、甚大な被害・影響をこうむられましたことを心よりお見舞い申し上げます。

この度、日の出地区にお住まいの皆様の震災による被害・影響の実態とその後の生活状況について把握し、日の出地区の今後の復興にお役立てていただくために本アンケート調査をお願いすることとなりました。本アンケートにつきましては、調査結果がまとまり次第、潮来市震災復興本部にご報告させていただき、ご活用いただくこととなっております。

本調査で得たデータは、統計的な処理を施した分析にのみ使用させていただきますので、皆様の個人情報が特定されることなどは決してございません。

お忙しいところ大変恐縮ではございますが、このような趣旨をご理解いただき、本調査にご協力くださいますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

アンケートの記入方法

※本アンケートは世帯主(または代理の方)にご回答をお願いいたします。

このアンケートではすべてのページについてご回答をお願いいたします。回答記入方法は次の4種類がありますので、それぞれ指定の方法でご回答をお願いします。

- ・() 内に数字を記入する
 - ・あてはまる項目の番号(1, 2, 3, ...)に 1つ〇をつける
 - ・あてはまる項目の番号(1, 2, 3, ...)の すべてに(いくつでも)〇をつける
 - ・次の例のように、あなた自身のお考えに一致する部分の 数字の1つに〇をつける
- (解答例)

あてはまらない	1	2	3	どちらとも言え/ない	4	あてはまる
日頃の防災対策は重要である						5

アンケートの回収方法

回答をご記入いただきましたアンケート票につきましては、黄緑色の返信用封筒にお入れいただき、11月30日(水)までにボストにご投函ください。

お問合せ先

筑波大学 システム情報工学研究科 都市防災研究室 (担当: 小嶋)

〒305-8573 茨城県つくば市天王台1-1-1 総合研究棟B-714

TEL / FAX : 029-853-5390 E-mail : ojima80@sk.tsukuba.ac.jp

日の出地区における震災の被害・影響に関するアンケート

※本アンケートは**世帯主**(または代理の方)にご回答をお願いいたします。

震災発生前(3月10日以前)の住居の状況についてお伺いいたします

Q1. 3月10日以前にお住まいの住宅の種類をお答えください。 (1つに○)

- | | | |
|-------------|------------|-------------------|
| 1. 持家(一戸建て) | 4. 賃貸マンション | 7. 社宅(一戸建て) |
| 2. 貸家(一戸建て) | 5. 賃貸アパート | 8. 社宅(マンション・アパート) |
| 3. 分譲マンション | 6. 公営住宅 | 9. その他() |

Q2. 3月10日以前にお住まいの住宅の構造をお答えください。 (1つに○)

- | | | | |
|-------|--------------|--------|-----------|
| 1. 木造 | 2. 鉄筋コンクリート造 | 3. 鉄骨造 | 4. その他() |
|-------|--------------|--------|-----------|

Q3. 3月10日以前にお住まいの住宅の築年数をお答えください。 (1つに○)

- | | | | |
|------------|-------------|-------------|----------|
| 1. 5年未満 | 3. 10~20年未満 | 5. 30~40年未満 | 7. 50年以上 |
| 2. 5~10年未満 | 4. 20~30年未満 | 6. 40~50年未満 | 8. わからない |

Q4. 日の出地区で生活し始めたのはいつ頃からですか。 (1つに○)

- | | | | | |
|-------------|---------------|------------|-------------|------------|
| 1. 昭和45~54年 | 2. 昭和55年~平成元年 | 3. 平成2~11年 | 4. 平成12~21年 | 5. 平成22年以降 |
|-------------|---------------|------------|-------------|------------|

Q5. 日の出地区に住み始めた理由は何ですか。 (あてはまるものすべてに○)

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| 1. 自分が生まれ育った土地だから | 10. 勤務地に近いから |
| 2. 親の近くに住みたかったから | 11. 借上げ住宅や寮があったから |
| 3. 親戚、知人が近くにいるから | 12. 新しい住宅地で道路などが整備されているから |
| 4. 結婚相手が住んでいるから | 13. 平坦な土地だから |
| 5. 同じ会社の人が住んでいるから | 14. 気に入った物件があったから |
| 7. 生活の利便性が高いと思ったから | 15. 家賃、住宅価格が手ごろだったから |
| 8. 周辺の景観が気に入ったから | 16. その他() |
| 9. 地域のイメージや評判が良いと思ったから | |

Q6. 3月10日以前のお住まいに関して、あなたはどれくらい満足していましたか。それぞれの項目についてあてはまる部分に○をつけてください。

<項目>	不満	ふつう	満足
住宅の広さや間取り	1—	2—	3—
1—	2—	3—	4—
住居費の負担	1—	2—	3—
1—	2—	3—	4—
高齢者への配慮	1—	2—	3—
1—	2—	3—	4—
日当りや風通し	1—	2—	3—
1—	2—	3—	4—
住宅の耐震性	1—	2—	3—
1—	2—	3—	4—
犯罪に対する安全性	1—	2—	3—
1—	2—	3—	4—
			5—

震災発生前(3月10日以前)の生活環境についてお伺いいたします

Q7. 震災発生以前(3月10日以前)の日の出地区の**生活環境**に関して、あなたの評価をお答えください。
それぞれの項目についてあてはまると思われる部分に○をつけてください。

<項目>		とても悪い	ふつう	とても良い
通勤の利便性		1 2 3 4 5		
J R の利便性		1 2 3 4 5		
買い物の利便性		1 2 3 4 5		
道路の整備状況		1 2 3 4 5		
公共料金の安さ		1 2 3 4 5		
家賃、住宅価格などの安さ		1 2 3 4 5		
住宅の広さ、設備に恵まれていること		1 2 3 4 5		
<項目>		とても悪い	ふつう	とても良い
住宅の安全性		1 2 3 4 5		
住宅の選びやすさ		1 2 3 4 5		
病院・診療所などの充実度		1 2 3 4 5		
小・中学校の教育の状況		1 2 3 4 5		
高等学校の教育の状況		1 2 3 4 5		
保育所・幼稚園・学童保育などの充実度		1 2 3 4 5		
公民館・図書館・文化施設などの充実度		1 2 3 4 5		
<項目>		とても悪い	ふつう	とても良い
体育館などのスポーツ施設の充実度		1 2 3 4 5		
自然や町並みの美しさ		1 2 3 4 5		
治安の良さ		1 2 3 4 5		
騒音や臭気などの公害対策		1 2 3 4 5		
災害(火災、地震、水害、液状化など)への対策		1 2 3 4 5		
自治会などの地域活動		1 2 3 4 5		
市や地域のイメージ・評判		1 2 3 4 5		

Q8. 震災発生以前(3月10日以前)に他の地域へ転居しようと考えたことはありましたか。

1. はい 2. いいえ

→ Q.10へ

Q9. Q8で「1. はい」を選んだ方にお伺いします 転居しようと考えた理由をお答えください。
(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|----------|--------------------|------------------|
| 1. 就職のため | 6. 異婚のため | 11. 防災面に不安があったから |
| 2. 転職のため | 7. 子どもの教育の都合のため | 12. 住居に不安があったから |
| 3. 転勤のため | 8. 両親や子どもの近くに住むため | 13. その他() |
| 4. 退職のため | 9. 生活の利便性に不満があったから | |
| 5. 結婚のため | 10. 環境面で不安な点があったから | |

震災発生前(3月10日以前)の地域の状況についてお伺いいたします

Q10. 震災発生前には、あなたのお宅は**地域の自治会**に参加していましたか。 (1つに○)

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

Q11. 震災発生前には、日頃、**地域の行事**にはどの程度参加していましたか。

それぞれの項目についてあてはまる部分に○をつけてください。

(1つに○)

<項目>	全く 参加していない	ふつう	とてもよく 参加していた
潮来市の防災訓練	1	2	3
日の出地区の運動会	1	2	3
日の出地区の清掃活動	1	2	3
日の出地区のソフトボール大会	1	2	3
日の出地区の防災訓練	1	2	3

Q12. 震災発生前に、近所に**親戚以外で親しくしている家**は何軒くらいありましたか。 (1つに○)

- | | | | | |
|-------|---------|---------|----------|----------|
| 1. なし | 2. 1~2軒 | 3. 3~5軒 | 4. 6~10軒 | 5. 10軒以上 |
|-------|---------|---------|----------|----------|

Q13. 震災発生前に、以下の**災害**による日の出地区での被害や影響についてどのように考えていましたか。
それぞれの災害についてあてはまると思われる部分に○をつけてください。 (1つに○)

<項目>	全くありえない	どちらとも言えない	十分にありえる
地震による甚大な被害・影響	1	2	3
水害による甚大な被害・影響	1	2	3
市街地火災による甚大な被害・影響	1	2	3
液状化による甚大な被害・影響	1	2	3
強風や竜巻による甚大な被害・影響	1	2	3

3月11日に発生した地震による被害状況についてお伺いいたします

Q14. 3月11日の地震で、当時**ご自宅の敷地の地盤**にはどれくらいの被害がありましたか。
(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|-------------------|-------------|--------------|
| 1. 地盤が傾いた | 3. 砂や水が噴出した | 5. 特に被害はなかった |
| 2. 地中のパイプが浮き出してきた | 4. その他() | |

Q15. 3月11日の地震で、当時あなたが**お住いの住宅**はどれくらいの被害がありましたか。
ご自宅の被害について、あてはまるものを選んでください。 (1つに○)

- | | | | |
|----------|---------|----------------|-----------|
| 1. 全壊 | 3. 半壊 | 5. 内壁に亀裂が入った | 7. その他() |
| 2. 大規模半壊 | 4. 一部損壊 | 6. 屋根の瓦がずれたりした | 8. 被害なし |

Q16. 自宅の被害のほか、次のような被害はありましたか。 (あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------------|---------------|
| 1. 食器棚から食器が落ちてきた | 6. 停電した |
| 2. たんす・食器棚などが倒れた | 7. 水道が使えなくなった |
| 3. 窓ガラスにひびが入ったり割れたりした | 8. ガスが使えなくなった |
| 4. 住宅が傾き、ドアの閉まりが悪くなつた | 9. その他() |
| 5. ブロック塀が倒れたり、ひびが入ったりした | 10. 特に被害はなかった |

Q17. 住宅の利用(修復)に関して今後どのように考えていますか。 (あてはまるものすべてに○)

- | | | | |
|----------------------|------------|------------|--------|
| 1. 被害はなかったので、特に何もしない | 3. 傾きを修復する | 5. 取り壊す | 7. 検討中 |
| 2. 被害はあったがそのままにする | 4. 建て直す | 6. 地盤補強をする | 8. その他 |

震災発生から3日目（3月13日）ごろの生活状況についてお伺いいたします

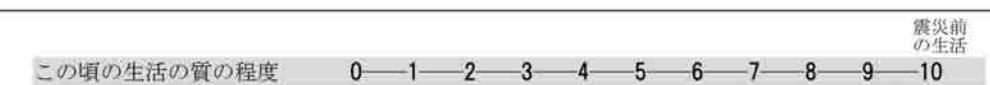
Q18.あなたはこの頃、どこに避難していましたか。 (1つに○)

- | | | | |
|-----------|-----------------|------------|-------------|
| 1. 自宅 | 4. 市内の知人・親戚の家 | 7. ホテルや旅館 | 10. 避難していない |
| 2. 近隣の知人宅 | 5. 市外の知人・親戚の家 | 8. 民間の賃貸住宅 | |
| 3. 車の中 | 6. 指定の避難場所の建物の中 | 9. その他() | |

Q19.この頃に困ったことは何ですか。特に困ったことを3つまで選んでください。 (3つまで○)

- | | | |
|--------------------------|------------------------|----------------|
| 1. 度重なる余震で家の中に入れなかつたこと | 8. 交通機関の麻痺 | 16. 携帯電話の電池切れ |
| 2. 自宅の地盤が傾いたこと | 9. トイレの不便 | 17. ガソリンの不足 |
| 3. 電気が止まつたこと | 10. いつものように食事がとれなかつたこと | 18. その他() |
| 4. 水道が止まつたこと | 11. 入浴できなかつたこと | 19. 困ったことはなかつた |
| 5. ガスが止まつたこと | 12. 寝具の不足 | |
| 6. 留守宅への泥棒による被害 | 13. 体調の不良 | |
| 7. 落ち着いて避難生活を送る場所がなかつたこと | 14. ゴミや廃棄物の処理 | |
| | 15. ペットの世話 | |

Q20.この頃の暮らし向き(生活の質)は、震災前の生活と比べてどの程度であったと思いますか。震災が起ころる前の程度を「10」としたときにあてはまると思われる部分1つに○をつけてください。

**震災発生から10日後（3月下旬）ごろの生活状況についてお伺いいたします**

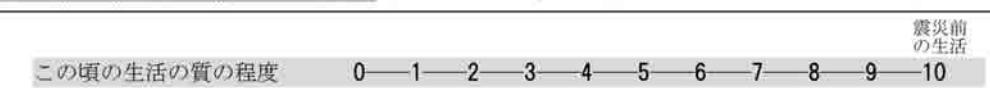
Q21.あなたはこの頃、どこに避難していましたか。 (1つに○)

- | | | | |
|-----------|-----------------|------------|-------------|
| 1. 自宅 | 4. 市内の知人・親戚の家 | 7. ホテルや旅館 | 10. 避難していない |
| 2. 近隣の知人宅 | 5. 市外の知人・親戚の家 | 8. 民間の賃貸住宅 | |
| 3. 車の中 | 6. 指定の避難場所の建物の中 | 9. その他() | |

Q22.この頃に困ったことは何ですか。特に困ったことを3つまで選んでください。 (3つまで○)

- | | | |
|--------------------------|------------------------|----------------|
| 1. 度重なる余震で家の中に入れなかつたこと | 8. 交通機関の麻痺 | 16. 携帯電話の電池切れ |
| 2. 自宅の地盤が傾いたこと | 9. トイレの不便 | 17. ガソリンの不足 |
| 3. 電気が止まつたこと | 10. いつものように食事がとれなかつたこと | 18. その他() |
| 4. 水道が止まつたこと | 11. 入浴できなかつたこと | 19. 困ったことはなかつた |
| 5. ガスが止まつたこと | 12. 寝具の不足 | |
| 6. 留守宅への泥棒による被害 | 13. 体調の不良 | |
| 7. 落ち着いて避難生活を送る場所がなかつたこと | 14. ゴミや廃棄物の処理 | |
| | 15. ペットの世話 | |

Q23.この頃の暮らし向き(生活の質)は、震災前の生活と比べてどの程度であったと思いますか。震災が起ころる前の程度を「10」としたときにあてはまると思われる部分1つに○をつけてください。



震災発生から1カ月後（4月上旬）ごろの生活状況についてお伺いいたします

Q24. あなたはこの頃、どこに避難していましたか。 (1つに○)

- | | | | |
|-----------|-----------------|------------|-------------|
| 1. 自宅 | 4. 市内の知人・親戚の家 | 7. ホテルや旅館 | 10. 避難していない |
| 2. 近隣の知人宅 | 5. 市外の知人・親戚の家 | 8. 民間の賃貸住宅 | |
| 3. 車の中 | 6. 指定の避難場所の建物の中 | 9. その他() | |

Q25. この頃に困ったことは何ですか。特に困ったことを3つまで選んでください。 (3つまで○)

- | | | |
|------------------------------|----------------------------|----------------|
| 1. 度重なる余震で家の中に
入れなかつたこと | 8. 交通機関の麻痺 | 16. 携帯電話の電池切れ |
| 2. 自宅の地盤が傾いたこと | 9. トイレの不便 | 17. ガソリンの不足 |
| 3. 電気が止まったこと | 10. いつものように食事が
とれなかつたこと | 18. その他() |
| 4. 水道が止まったこと | 11. 入浴できなかつたこと | 19. 困ったことはなかつた |
| 5. ガスが止まったくこと | 12. 寝具の不足 | |
| 6. 留守宅への泥棒による被害 | 13. 体調の不良 | |
| 7. 落ち着いて避難生活を送る
場所がなかつたこと | 14. ゴミや廃棄物の処理 | |
| | 15. ペットの世話 | |

Q26. この頃の暮らし向き(生活の質)は、震災前の生活と比べてどの程度であったと思いますか。震災が
起こる前の程度を「10」としたときにあてはまると思われる部分1つに○をつけてください。

この頃の生活の質の程度 0—1—2—3—4—5—6—7—8—9—10

震災前
の生活

震災発生から2カ月後（5月上旬）ごろの生活状況についてお伺いいたします

Q27. あなたはこの頃、どこに避難していましたか。 (1つに○)

- | | | | |
|-----------|-----------------|------------|-------------|
| 1. 自宅 | 4. 市内の知人・親戚の家 | 7. ホテルや旅館 | 10. 避難していない |
| 2. 近隣の知人宅 | 5. 市外の知人・親戚の家 | 8. 民間の賃貸住宅 | |
| 3. 車の中 | 6. 指定の避難場所の建物の中 | 9. その他() | |

Q28. この頃に困ったことは何ですか。特に困ったことを3つまで選んでください。 (3つまで○)

- | | | |
|------------------------------|----------------------------|----------------|
| 1. 度重なる余震で家の中に
入れなかつたこと | 8. 交通機関の麻痺 | 16. 携帯電話の電池切れ |
| 2. 自宅の地盤が傾いたこと | 9. トイレの不便 | 17. ガソリンの不足 |
| 3. 電気が止まったくこと | 10. いつものように食事が
とれなかつたこと | 18. その他() |
| 4. 水道が止まったくこと | 11. 入浴できなかつたこと | 19. 困ったことはなかつた |
| 5. ガスが止まったくこと | 12. 寝具の不足 | |
| 6. 留守宅への泥棒による被害 | 13. 体調の不良 | |
| 7. 落ち着いて避難生活を送る
場所がなかつたこと | 14. ゴミや廃棄物の処理 | |
| | 15. ペットの世話 | |

Q29. この頃の暮らし向き(生活の質)は、震災前の生活と比べてどの程度であったと思いますか。震災が
起こる前の程度を「10」としたときにあてはまると思われる部分1つに○をつけてください。

この頃の生活の質の程度 0—1—2—3—4—5—6—7—8—9—10

震災前
の生活

現在の生活状況についてお伺いいたします

Q30. あなたは現在、どこで生活されていますか。 (1つに○)

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 震災前に住んでいた自宅 | 3. 日の出地区以外の潮来市内 |
| 2. 日の出地区内の別の場所 | 4. 潮来市以外 |

Q31. 現在生活されている住宅の費用はどのように負担されていますか。 (1つに○)

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 購入費や家賃を自己負担 | 3. 親戚・知人等から無償提供 |
| 2. 家賃は市が負担 | 4. 会社が負担 |

Q32. あなたは、震災発生(3月11日)以降に日の出地区から転居しましたか。

- | | | |
|------------|--------------------|---------|
| 1. 転居していない | 2. 転居ではなく、一時的な仮住まい | 3. 転居した |
|------------|--------------------|---------|

↓ Q.33へ

Q33. Q32で3を選んだ方にお伺いいたします

日の出地区から転居した理由としてあてはまるものを選んでください。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. もともと転居する予定があったから | 11. 3/11の液状化による恐怖から |
| 2. 電気の復旧が遅かったから | 12. 今後の地震に対する不安から |
| 3. 水道の復旧が遅かったから | 13. 今後の水害に対する不安から |
| 4. ガスの復旧が遅かったから | 14. 今後の液状化に対する不安から |
| 5. 道路の復旧が進まないから | 15. 今後の市街地火災への不安から |
| 6. 自宅の地盤が傾いてしまったから | 16. 災害対策が脆弱または不安だから |
| 7. 地域の復旧がなかなか進まないから | 17. 宅地の復旧に費用がかかるから |
| 8. 住宅が被害を受けたから | 18. 住宅の再建に費用がかかるから |
| 9. 近所で転居する人が多かったから | 19. その他() |
| 10. 3/11の地震による恐怖から | |

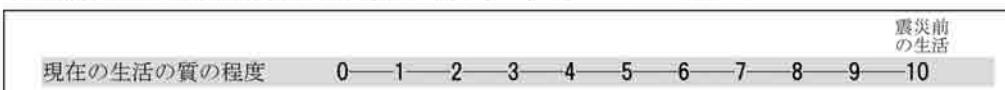
Q34. 転居したのはいつ頃ですか。 (1つに○)

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. 2011年 3月 | 4. 2011年 6月 | 7. 2011年 9月 |
| 2. 2011年 4月 | 5. 2011年 7月 | 8. 2011年10月 |
| 3. 2011年 5月 | 6. 2011年 8月 | 9. 2011年11月 |

→ Q.39へ

Q35. Q32で1・2を選んだ方にお伺いいたします

現在の暮らし向き(生活の質)は、震災前の生活と比べてどの程度であると思いますか。震災が起こる前の程度を「10」としたときにはまる部分1つに○をつけてください。



震災前の生活

Q36. あなたは、**今後**、日の出地区に住み続けていこうと考えていますか。

(1つに○)

住み続けたいうちは考え方	どちらとも言えない	住み続けないうちは考え方
1	2	3
		↓
		Q.39へ
		4
		5

Q37. Q36で1・2を選んだ方にお伺いいたします

日の出地区で**今後住み続けようとは思わない理由**をお答えください。(いくつでも○)

1. もともと転居する予定があったから
2. 電気の復旧が遅かったから
3. 水道の復旧が遅かったから
4. ガスの復旧が遅かったから
5. 道路の復旧が進まないから
6. 自宅の地盤が傾いてしまったから
7. 地域の復旧がなかなか進まないから
8. 住宅が被害を受けたから
9. 近所で転居する人が多かったから
10. 3/11の地震による恐怖から
11. 3/11の液状化による恐怖から
12. 今後の地震に対する不安から
13. 今後の水害に対する不安から
14. 今後の液状化に対する不安から
15. 今後の市街地火災への不安から
16. 防災対策が脆弱または不安から
17. 宅地の復旧に費用がかかるから
18. 住宅の再建に費用がかかるから
19. その他()

Q38. Q36で4・5を選んだ方にお伺いいたします

日の出地区で**今後も住み続けようと思う理由**をお答えください。(いくつでも○)

1. 自分が生まれ育った土地だから
2. 両親や子どもが近くで生活しているから
3. 親戚・知人が近くにいるから
4. 結婚相手が住んでいるから
5. 同じ会社の人が住んでいるから
6. 子供の教育の関係で
7. 生活の利便性が高いから
8. 周辺の景観が気に入ったから
9. 地域のイメージや評判が良いから
10. 勤務地に近いから
11. 住宅に愛着があるから
12. 住宅のローンが残っているから
13. 地域に愛着があるから
14. 他の地域に行くのには不安があるから
15. 他の地域に行くのは金銭的負担があるから
16. その他()

すべての方にお伺いいたします

Q39. あなた自身が**日の出地区に住み続ける、あるいは戻って生活していく**ためには、どのような対策が必要だと思いますか。(3つまで○)

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1. 道路の修復 | 8. 公営住宅の支給 |
| 2. 公共交通の利便性の向上 | 9. ライフラインの早期復旧 |
| 3. 治安の向上 | 10. ライフラインの耐震性強化 |
| 4. 良好的なイメージの確立 | 11. 地盤改良の指導 |
| 5. 住宅被害への見舞金の支給の支給 | 12. 地盤改良に対する助成 |
| 6. 住宅補修への助成金の支給 | 13. 地盤改良の施工補助 |
| 7. 住宅建替えへの助成金の支給 | 14. その他() |

Q40. 現在、以下の災害による**日の出地区での被害や影響**をどのように考えていますか。(1つに○)

<項目>	全くありえない	どちらとも言えない	十分に見える
地震による甚大な被害・影響	1	2	3 4 5
水害による甚大な被害・影響	1	2	3 4 5
市街地火災による甚大な被害・影響	1	2	3 4 5
液状化による甚大な被害・影響	1	2	3 4 5
強風や竜巻による甚大な被害・影響	1	2	3 4 5

ご自身やご家族に関してお伺いいたします

Q41. あなたの性別をお答えください。

 1. 男性 2. 女性

Q42. あなたの年齢をお答えください。

(1つに○)

- | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 1. 19歳以下 | 4. 30-34歳 | 7. 45-49歳 | 10. 60-64歳 | 13. 75-79歳 |
| 2. 20-24歳 | 5. 35-39歳 | 8. 50-54歳 | 11. 65-69歳 | 14. 80歳以上 |
| 3. 25-29歳 | 6. 40-44歳 | 9. 55-59歳 | 12. 70-74歳 | |

Q43. あなたと同居されているご家族の人数をお答えください。

(数字を記入)

あなたを含めて()人

Q44. あなたと同居されているご家族をお答えください。

(あてはまるものすべてに○)

- | | | | | | | |
|--------|-------|---------------|--------|----------|-------|--------|
| 1. 配偶者 | 2. 子供 | 3. 親(配偶者の親を含) | 4. 祖父母 | 5. きょうだい | 6. 単身 | 7. その他 |
|--------|-------|---------------|--------|----------|-------|--------|

Q45. あなたのご家族の中には下記に示すような方はいますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|--------|------------------|---------------|
| 1. 園児 | 4. 高校生 | 7. 要介護・要支援の方 |
| 2. 小学生 | 5. 身体障害者手帳をお持ちの方 | 8. 自宅で長期養療中の方 |
| 3. 中学生 | 6. 高齢者(65歳以上) | |

Q46. あなたのご家族の中で、家計の主な収入を得ている方の職業をお答えください。

(1つに○)

- | | | | |
|--------|------------|--------------|---------------|
| 1. 農業 | 3. 会社員・公務員 | 5. 学生 | 7. 現在収入を得ていない |
| 2. 自営業 | 4. 主婦 | 6. パート・アルバイト | 8. その他() |

Q47. あなたのご家族の中で、家計の主な収入を得ている方の勤務地をお答えください。

(1つに○)

- | | | | | | | |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------|
| 1. 潮来市内 | 2. 行方市 | 3. 鹿島市 | 4. 神栖市 | 5. 稲敷市 | 6. 香取市 | 7. その他() |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------|

Q48. 今回の地震を通じて、地域の防災対策などについて御意見などございましたらご自由にご記入ください。

※※※ アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。※※※

日の出地区における震災の被害・影響に関するアンケート調査集計結果

◆調査実施概要

- 対 象：震災前（2月末日時点）に潮来市日の出地区に住民登録されていた全世帯の世帯主の方々
- 方 法：郵送配布-郵送回収
- 日 程：2011年 11月10日(木)発送
// 11月30日(水)返送依頼期限
// 12月12日(月)最終締切
- 配布数：2,562票（うち79票は「宛先不明」で返送）
- 回収数：939票（回収率36.7%，（実質37.8%））

（1）日の出地区住民の性別と年齢の構成割合

1. あなたの性別をお答えください。（単一回答）

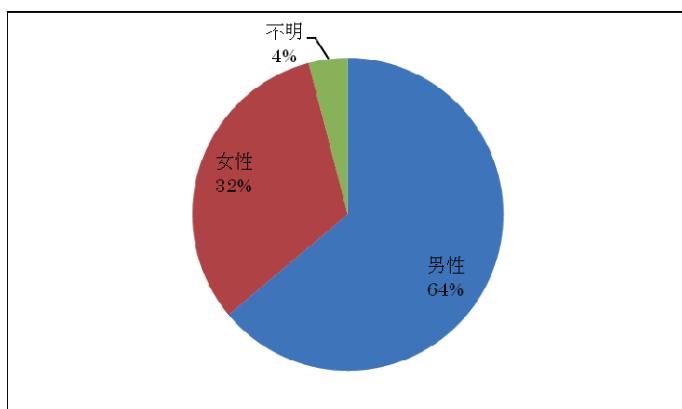


図1 性別 (N=939)

2. あなたの年齢をお答えください。（単一回答）

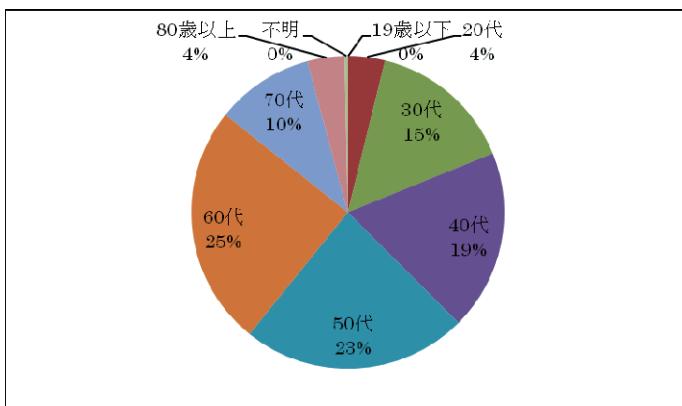


図2 年齢 (N=939)

(2) 日の出地区住民の家族構成

3. あなたと同居されているご家族の人数をお答えください。(数字回答)

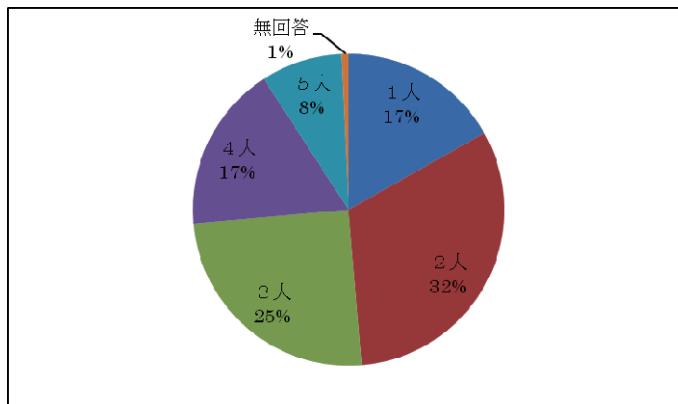


図3 家族の人数 (N=939)

4. あなたと同居されているご家族をお答えください。(複数回答)

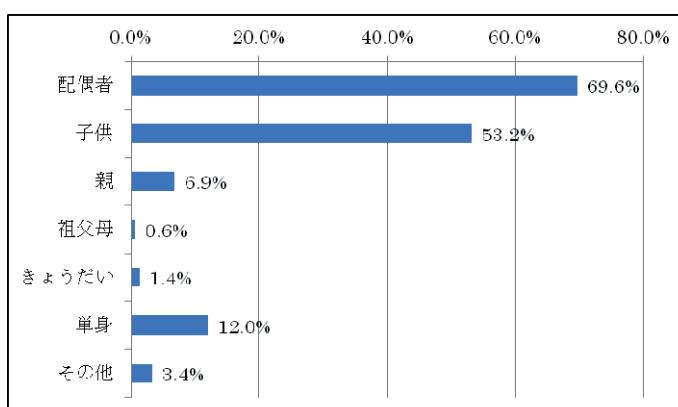


図4 同居している家族 (1) (N=939)

5. あなたのご家族の中に下記に示すような方はいますか。(複数回答)

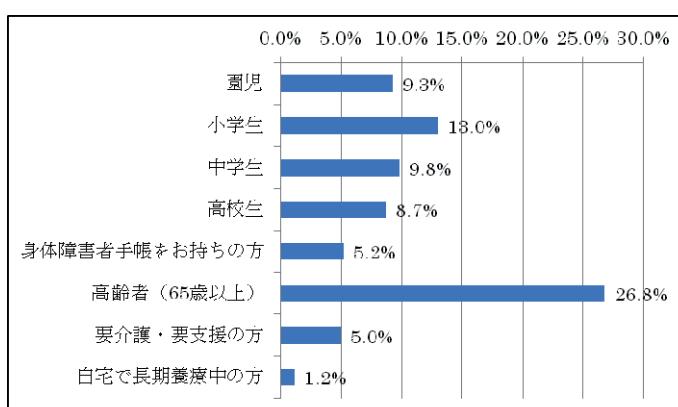


図5 同居している家族 (2) (N=939)

(3) 職業と勤務地

6. あなたのご家族の中で、家計の主な収入を得ている方の職業をお答えください。(単一回答)

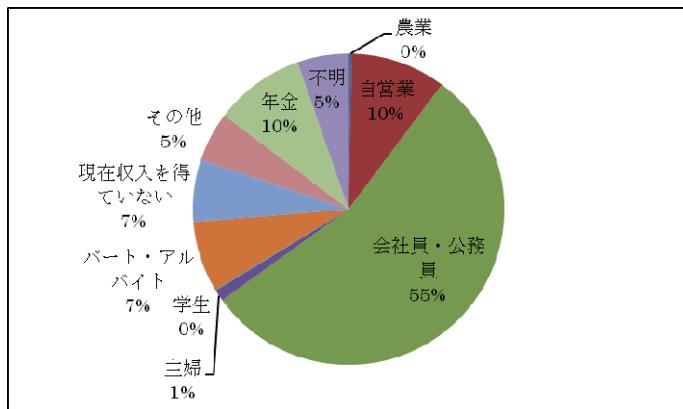


図6 職業 (N=939)

7. あなたのご家族の中で、家計の主な収入を得ている方の勤務地をお答えください。(単一回答)

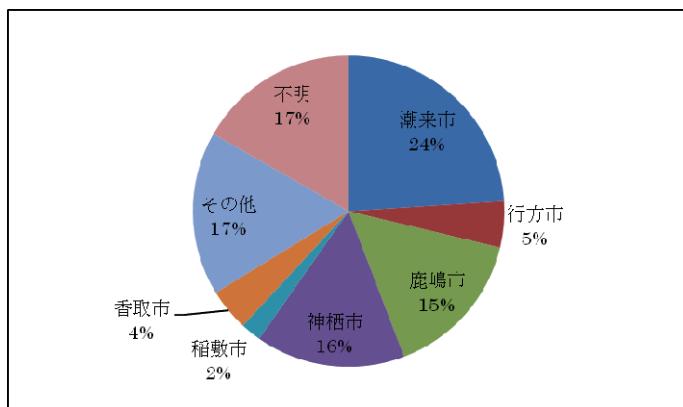


図7 勤務地 (N=939)

(4) 震災発生前の住居の状況

1. 3月10日以前にお住まいの住宅の種類をお答えください。(単一回答)

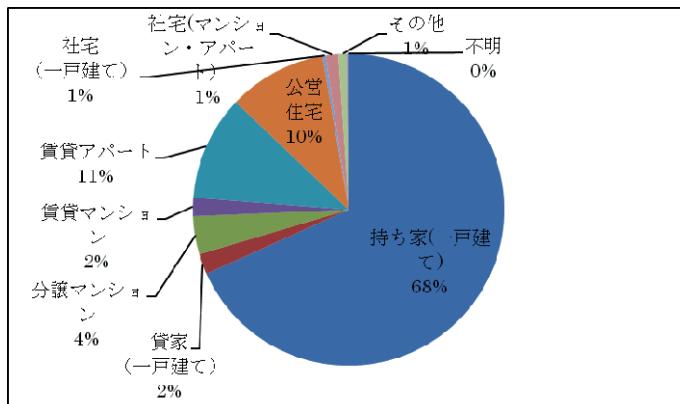


図8 住宅の種類 (N=939)

2. 3月10日以前にお住まいの住宅の構造をお答えください。(単一回答)

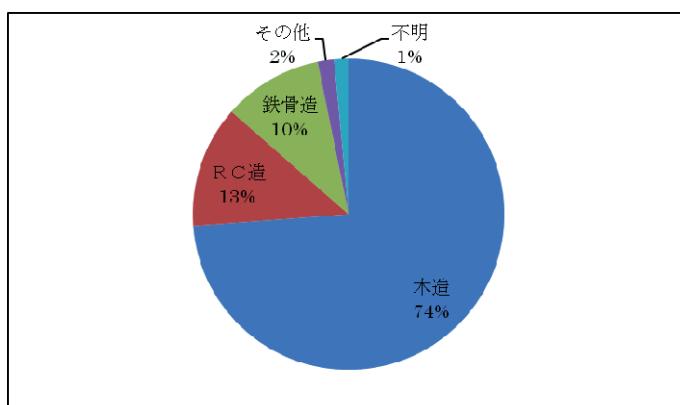


図9 住宅の構造 (N=939)

3. 3月11日以前にお住まいの住宅も築年数をお答えください。(単一回答)

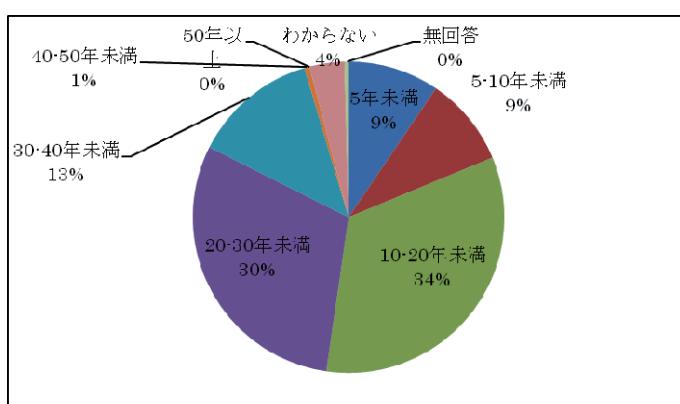


図10 住宅の築年数 (N=939)

4. 日の出地区で生活し始めたのはいつ頃からですか。(単一回答)

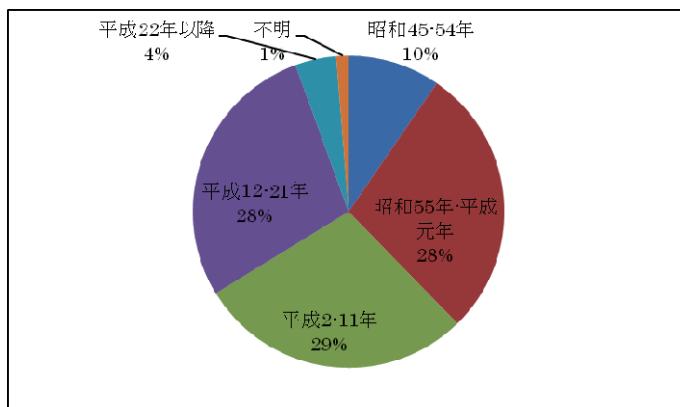


図 11 入居時期 (N=939)

(5) 入居の動機と住宅に対する満足度

5. 日の出地区に住み始めた理由は何ですか。(複数回答)

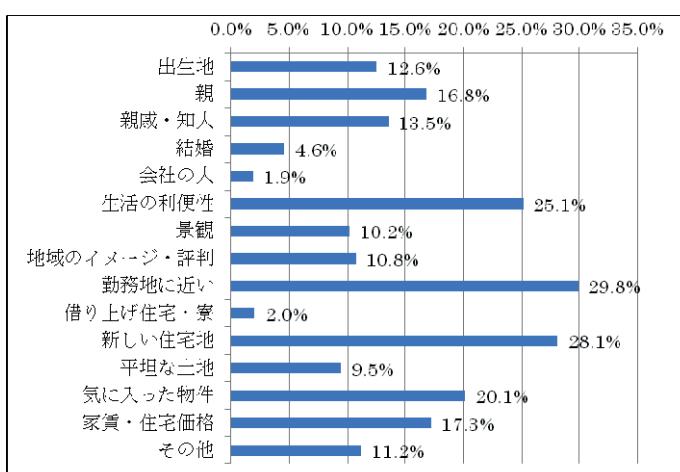


図 12 入居理由 (N=939)

6. 3月11日以前のお住まいに関して、あなたはどれくらい満足していましたか。(それぞれ単一回答)

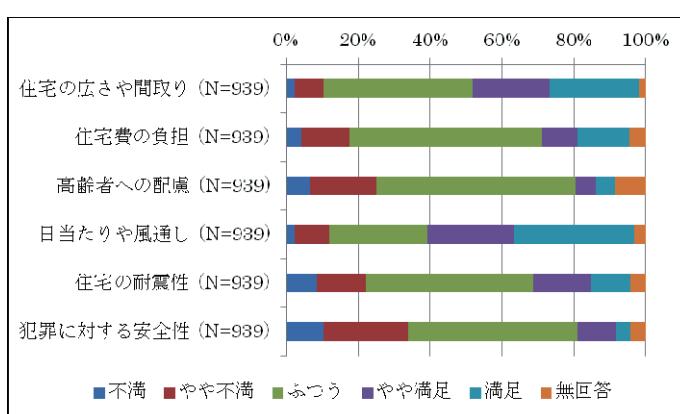


図 13 住宅の満足度

(6) 生活環境に対する満足度

7. 震災が起きた3月11日以前の日の出地区の生活環境に関して、あなたの評価をお答えください。（それぞれ单一回答）

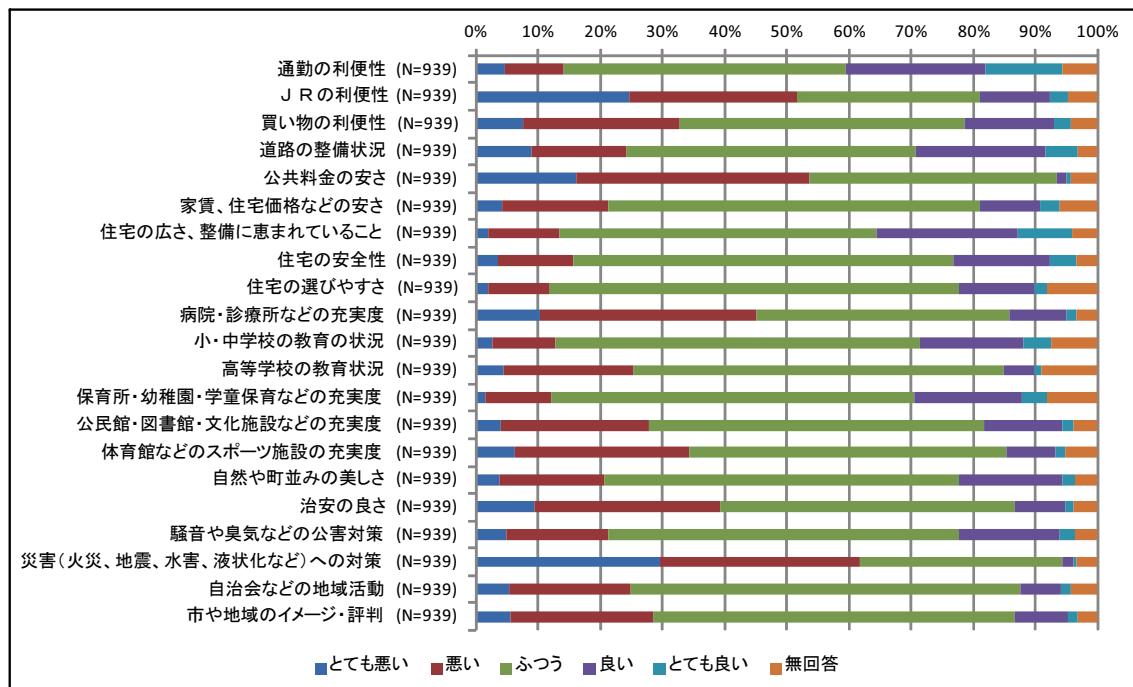


図 14 生活環境の満足度

(7) 震災発生前の居住継続意識

8. 震災が起きた3月11以前に他の地域へ転居しようと考えたことはありましたか。（单一回答）

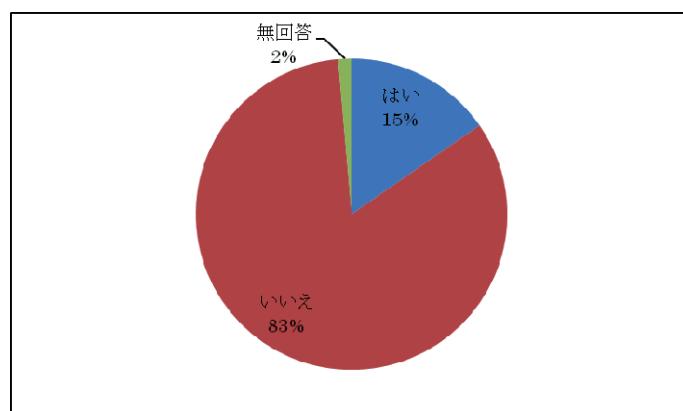


図 15 震災以前の居住継続意識 (N=939)

9. 転居しようと考えた理由をお答えください。（複数回答）

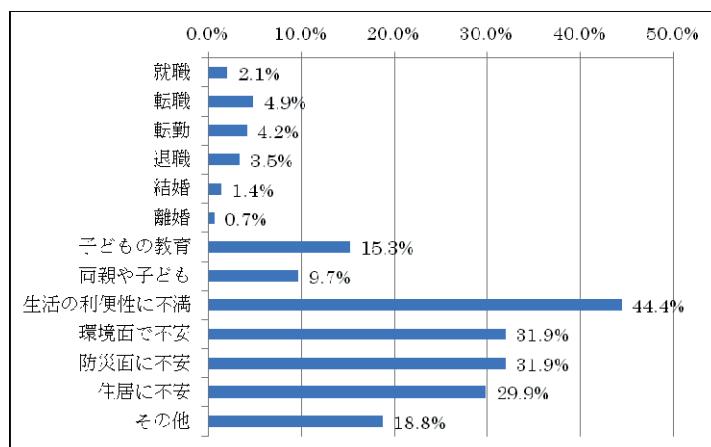


図 16 震災発生前の転居しようと考えた理由 (N=144)

(8) 震災発生前の地域との関わり

10. あなたは地域の自治会に参加していましたか。（単一回答）

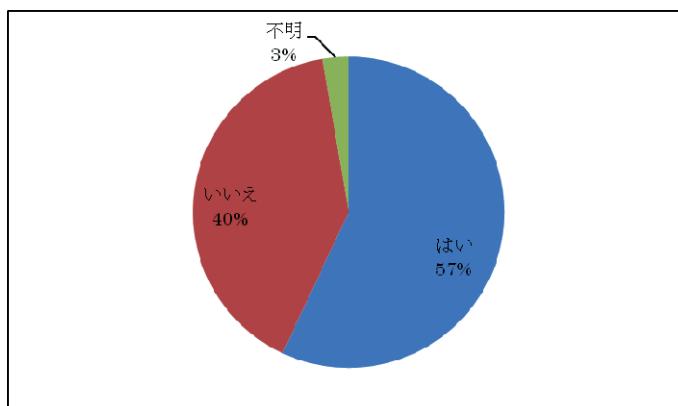


図 17 自治会参加割合 (N=939)

11. 3月11日以前の生活において、日頃から地域の行事にはどの程度参加していましたか。（それぞれ単一回答）

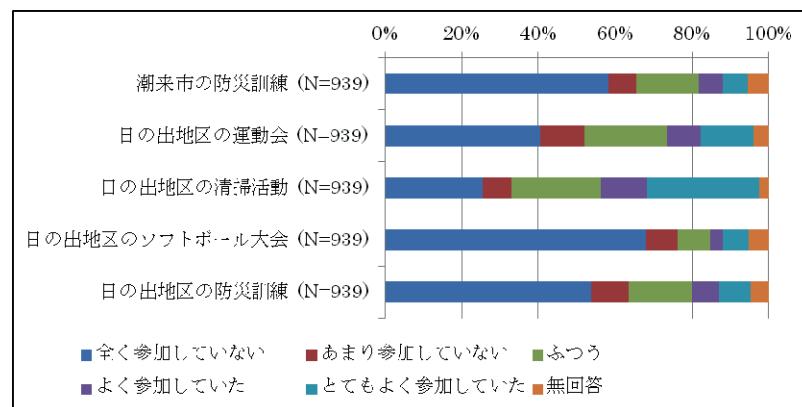


図 18 地域の行事参加度

12. 近所に親戚以外で親しくしている家は何軒くらいありましたか。(単一回答)

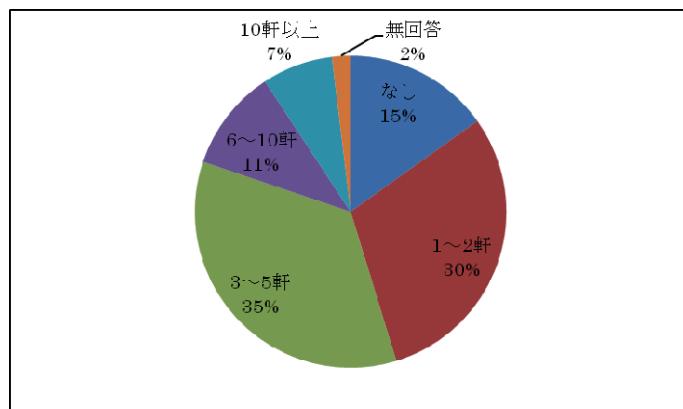


図 19 地域との関わり (N=939)

(9) 震災発生前後のリスク認知

13, 40. 以下の災害で日の出地区に与える被害や影響をどのように考えていましたか。(単数回答)

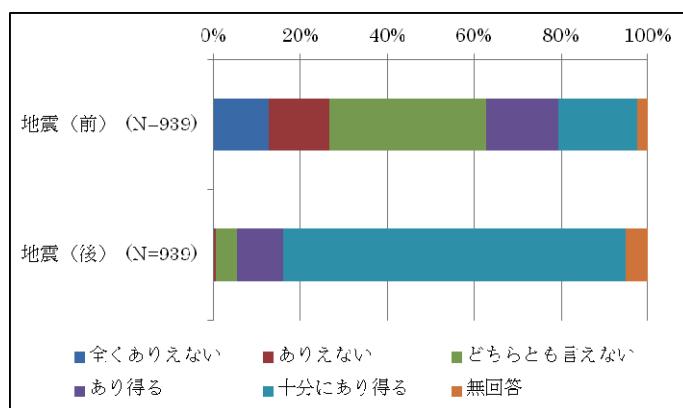


図 20 震災前後の地震に対するリスク認知

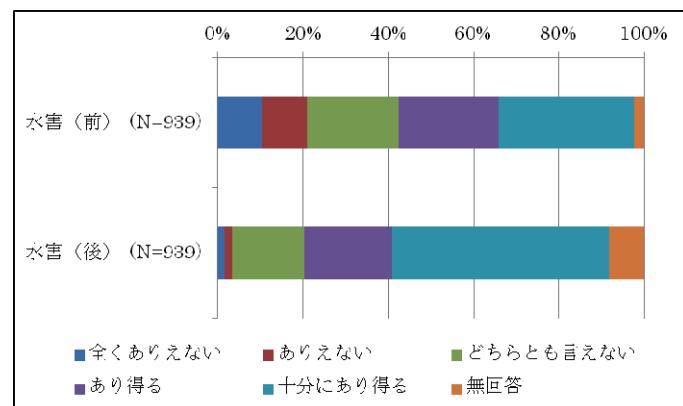


図 21 震災前後の水害に対するリスク認知

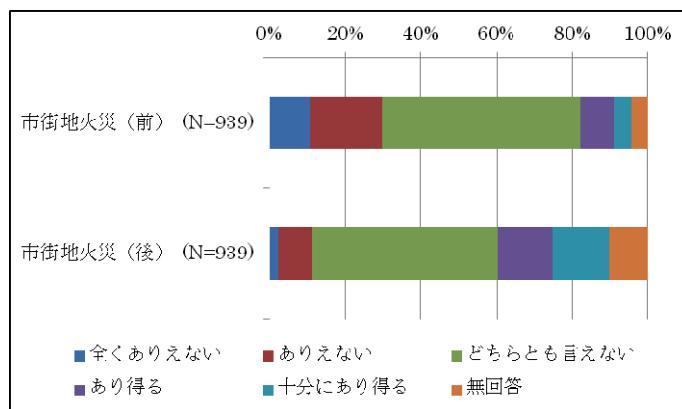


図 22 震災前後の市街地火災に対するリスク認知

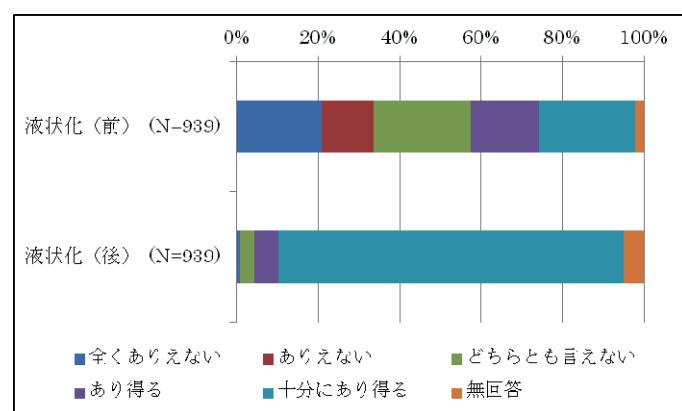


図 23 震災前後の液状化に対するリスク認知

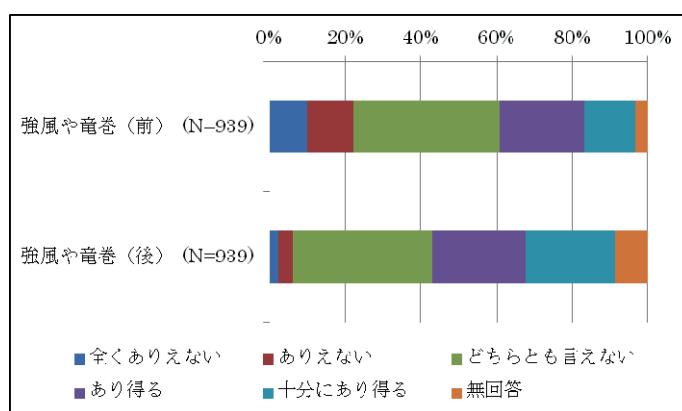


図 24 震災前後の強風や竜巻に対するリスク認知

(10) 震災による被害状況

14. 3月11日の地震で、当時ご自宅の敷地の地盤にはどれくらいの被害がありましたか。(複数回答)

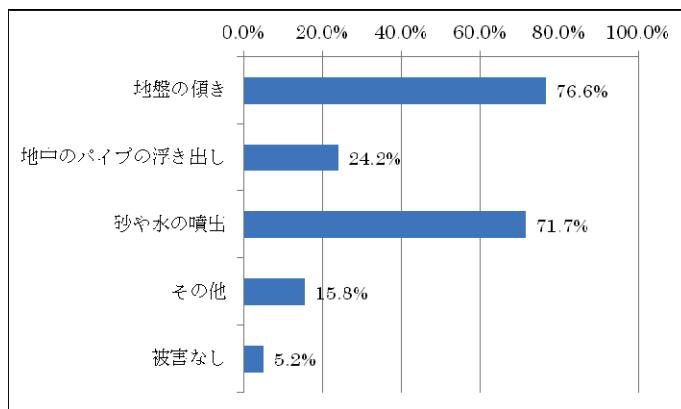


図 25 敷地内の地盤の被害状況 (N=939)

15. 3月11日の地震で、当時あなたがお住いの住宅はどれくらいの被害がありましたか。(単一回答)

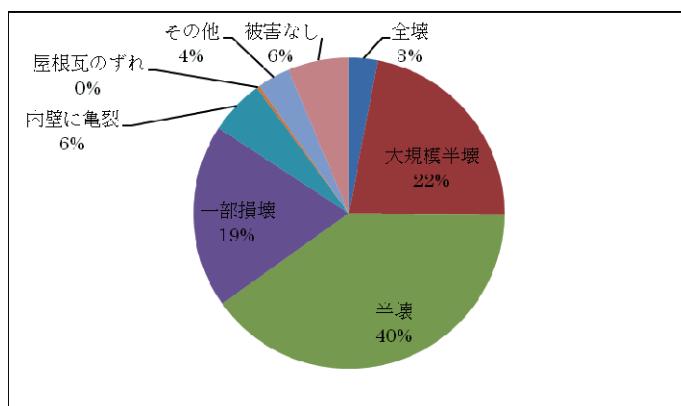


図 26 住宅の被害状況 (N=939)

16. 自宅の被害のほか、次のような被害はありましたか。(複数回答)

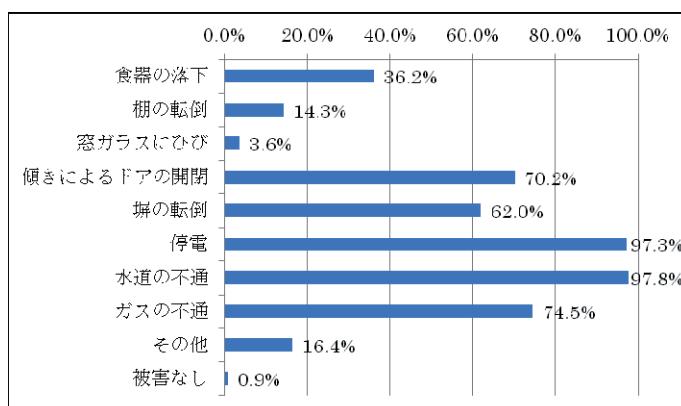


図 27 その他の被害状況

17. 住宅の利用に関して今後どのように考えていますか。(複数回答)

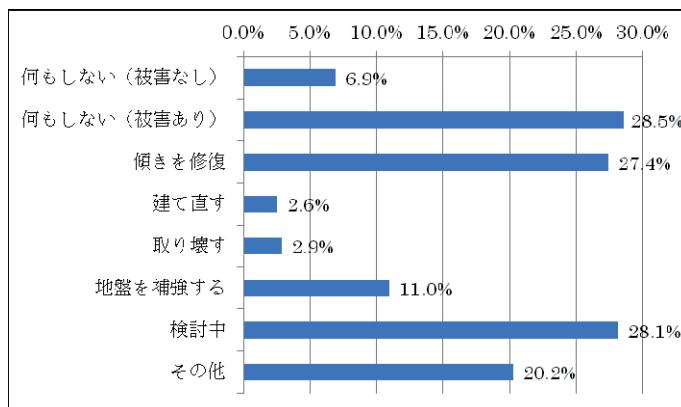


図 28 住宅の利用（修復）に関して(N=939)

(11) 震災後の生活状況

18, 21, 24, 27. あなたはこの頃、どこに避難していましたか。(単一回答)

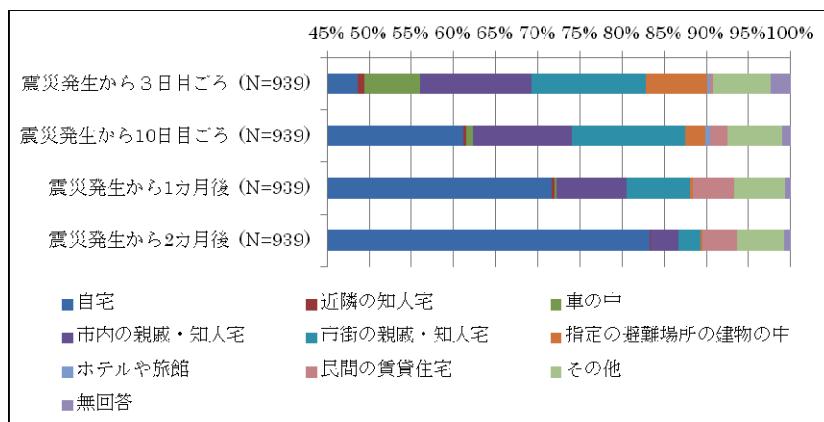


図 29 震災後の避難生活場所

19. この頃（3日目ごろ）に困ったことは何ですか。(複数回答,3つまで)

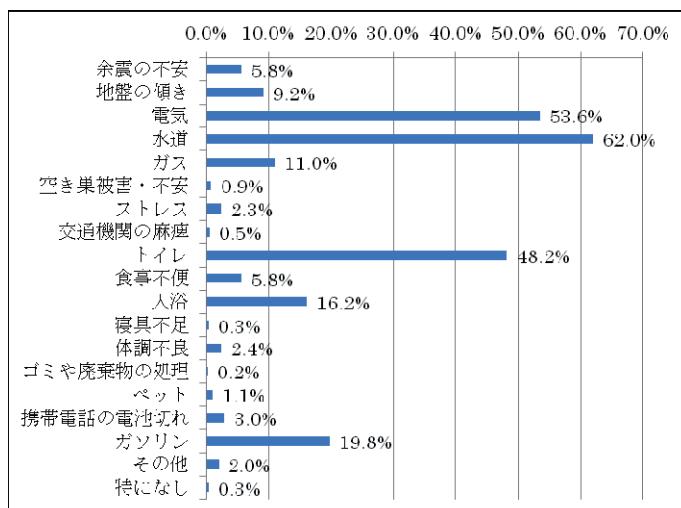


図 30 震災発生から3日目ごろ

22. この頃（10日目ごろ）に困ったことは何ですか。（複数回答,3つまで）

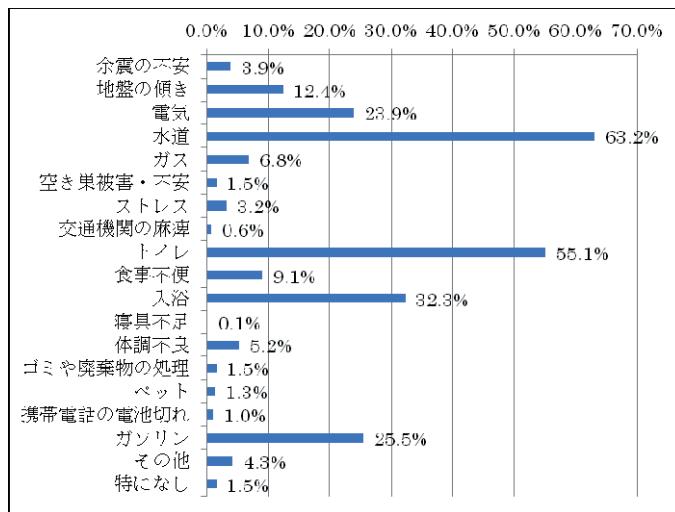


図31 震災発生から10日目ごろ（N=939）

25. この頃（1カ月後）に困ったことは何ですか。（複数回答,3つまで）

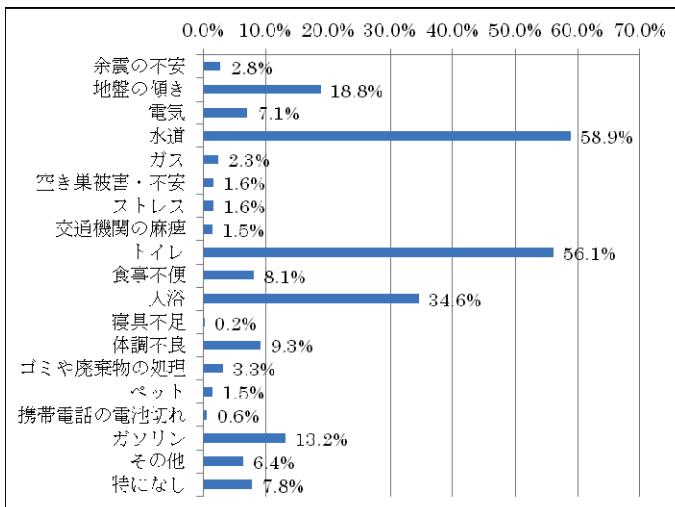


図32 震災発生から1カ月後（N=939）

27. この頃（2カ月後）に困ったことは何ですか。（複数回答,3つまで）

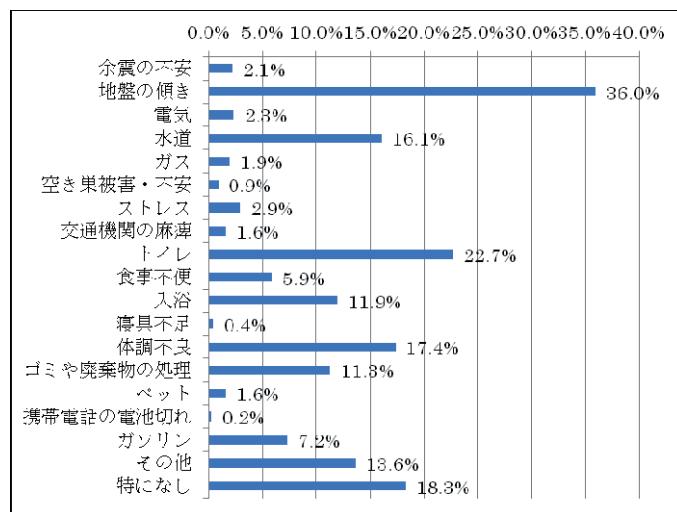


図33 震災発生から2カ月後 (N=939)

20, 23, 26, 29. この頃の生活の質は、震災前の生活と比べてどの程度であったと思いますか。震災が起こる前の生活の質の程度を「10」としたときにおいてはまる部分1つに○をつけてください。（単一回答）

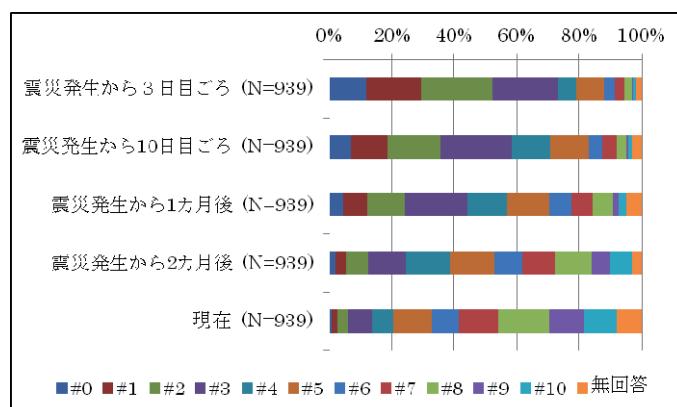


図34 震災後の生活の質

(12) 現在の生活状況

30. あなたは現在、どこで生活されていますか。(単一回答)

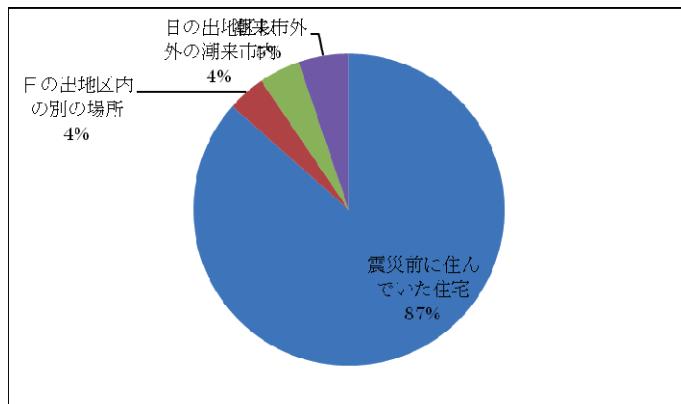


図 35 現在の生活場所 (N=939)

31. 現在生活されている住宅の費用はどのように負担されていますか。(単一回答)

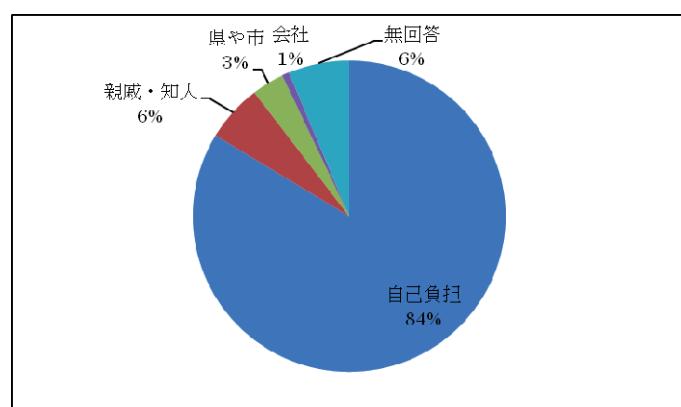


図 36 震災後の住宅費用負担 (N=808)

32. あなたは、3月11日以降に日の出地区から転居しましたか。(単一回答)

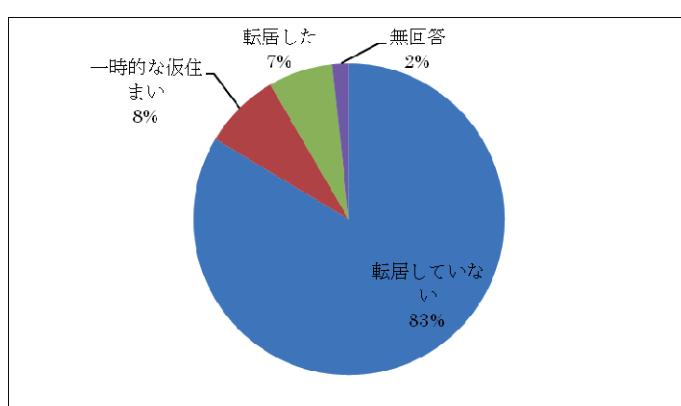


図 37 震災後の居住継続意識(N=939)

33. 日の出地区から転居した理由として当てはまるものを選んでください。（複数回答）

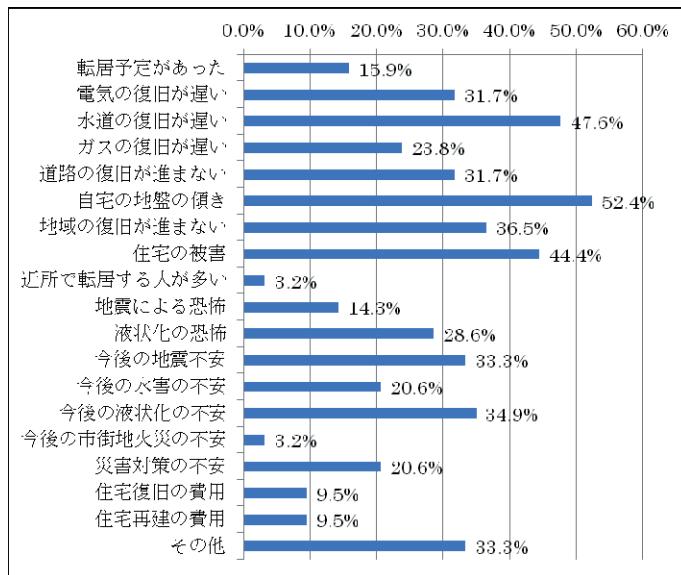


図 38 転居理由 (N=63)

34. 転居したのはいつ頃ですか。（単一回答）

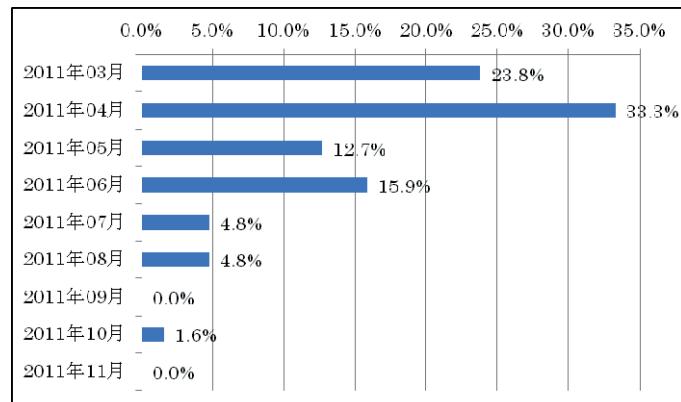


図 39 転居時期 (N=63)

(13) 今後の居住継続意識

36. あなたは、今後、日の出地区に住み続けていこうと考えていますか。（単一回答）

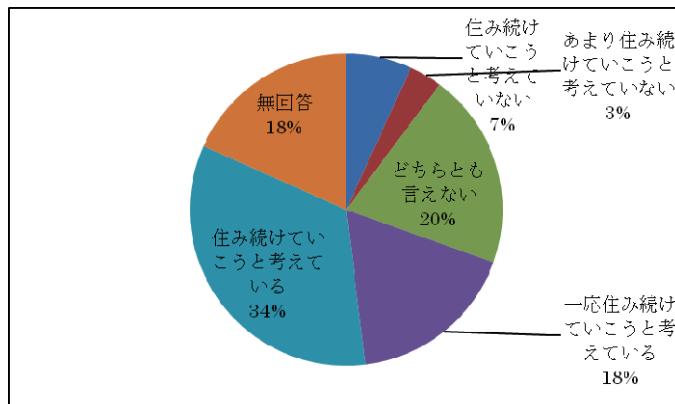


図 40 今後の居住継続意識 (N=739)

37. 日の出地区で今後住み続けようとは思わない理由をお答えください。（複数回答）

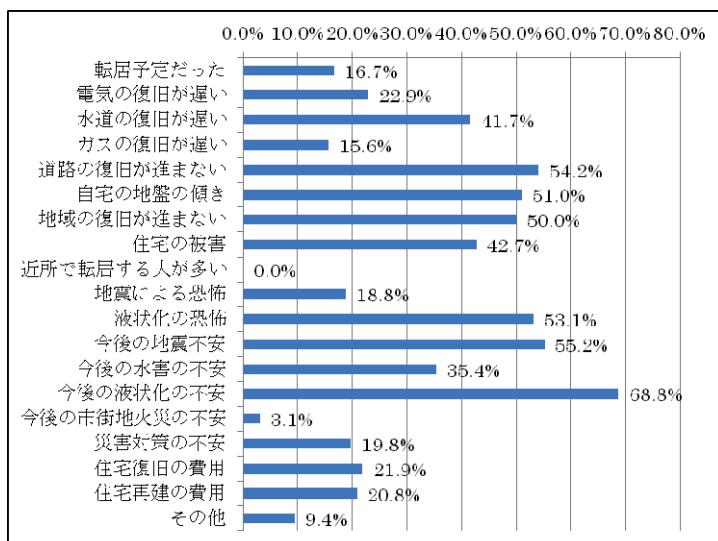


図 41 今後住み続けようと思わない理由 (N=96)

38. 日の出地区で今後も住み続けようと思う理由をお答えください。(複数回答)

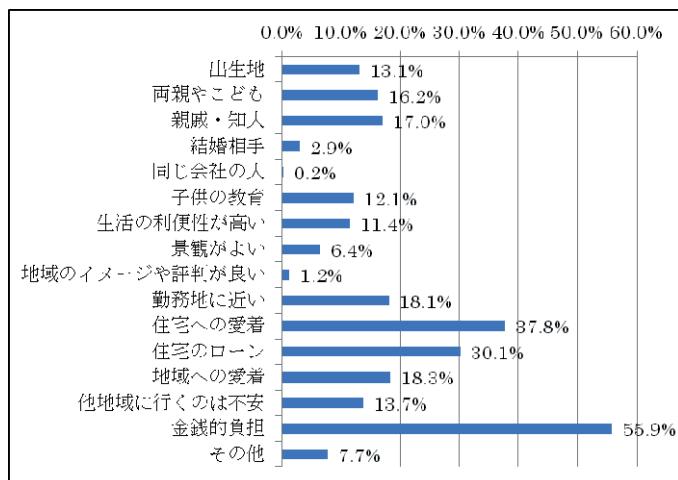


図 42 今後も住み続けようと思う理由 (N=481)

(14) 住民が必要と考える対策

39. あなた自身が日の出地区に住み続ける、あるいは戻って生活していくために、どのような対策が必要だと思いますか。(複数回答、3つまで)

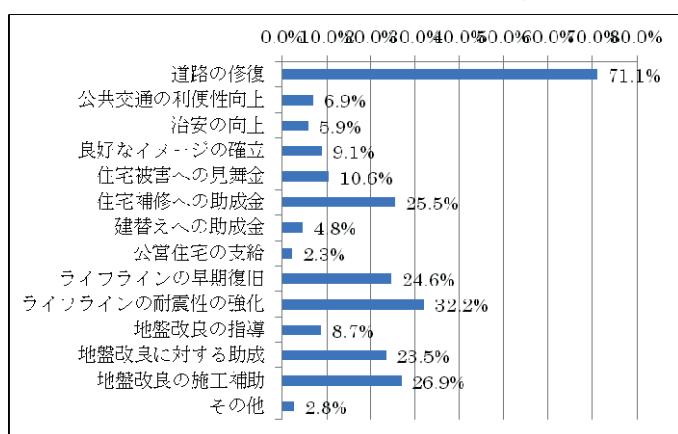


図 43 住民が必要と考える対策 (N=939)

6 設置機関等の概要

(1) 潮来市災害対策本部組織

本部長　　枠田　千春（市長）

副本部長　鈴木　淨博（副市長）

仲澤　富正（教育委員会教育長）

本部員　　諸星　嘉津雄（総務部長）

窪谷　俊雄（市民福祉部長）

豊野　行夫（環境経済部長）※平成23年6月30日まで

坂本　行祥（環境経済部長）※平成23年7月　1日から

吉川　利一（建設部長）　　※平成23年6月30日まで

今泉　栄一（建設部長）　　※平成23年7月　1日から

矢幡　安一（教育委員会教育次長）

箕輪　昭二（会計管理者）　※平成23年3月31日まで

豊野　行夫（会計管理者）　※平成23年7月　1日から

坂本　行祥（議会事務局長）※平成23年6月30日まで

天川　正一（議会事務局長）※平成23年7月　1日から

(2) 潮来市震災復興本部設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災により未曾有の被害を受けた潮来市の復旧及び復興に向けての施策を内容とする復興計画を策定するため、潮来市震災復興本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 復旧及び復興に向けた復興計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、復旧及び復興に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

2 本部長は、必要があると認めたときは、本部の会議に本部員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第5条 本部会議の会務を円滑に行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の会務は、本部長が別に定める。

(事務局)

第6条 本部の事務を円滑に処理するため、事務局を秘書政策課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の事務の運営上必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年5月15日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長	市長
副本部長	副市長、教育委員会教育長
本部員	総務部長、市民福祉部長、環境経済部長、建設部長、教育委員会教育次長、会計管理者及び議会事務局長

潮来市震災復興本部組織

本部長 松田 千春（市長）

副本部長 鈴木 浄博（副市長）

仲澤 富正（教育委員会教育長）

本部員 諸星 嘉津雄（総務部長）

窪谷 俊雄（市民福祉部長）

坂本 行祥（環境経済部長）

今泉 栄一（建設部長）※平成24年2月29日まで

佐藤 正美（建設部長）※平成24年3月 1日から

矢幡 安一（教育委員会教育次長）

豊野 行夫（会計管理者）

天川 正一（議会事務局長）

(3) 潮来市液状化対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、東日本大震災における潮来市の液状化対策事業計画の策定にあたり、地盤の液状化に関する専門家等の意見を計画に反映させるため、潮来市液状化対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、潮来市液状化対策事業計画に掲げる施策及び事業に関し、安全性及び経済性等の観点から、協議及び検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、地盤の液状化に関する専門家及びその他学識経験者等で構成する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から協議及び検討が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、秘書政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

潮来市液状化対策検討委員会委員名簿

委員 榆井 久 茨城大学名誉教授

委員 國生 剛治 中央大学理学部都市環境学科教授

委員 水野 清秀 独立行政法人 産業技術総合研究所平野地質研究グループ長

委員 風岡 修 千葉県環境研究センター地質環境研究室主席研究員

委員 ト部 厚志 新潟大学災害・復興科学研究所環境変動科学部門准教授

委員 先名 重樹 独立行政法人 防災科学技術研究所社会防災システム研究領域災害リスク研究ユニット研究員

委員 庄司 学 筑波大学システム情報系准教授

委員 箕輪 秀男 NPOリアルタイム地震情報利用協議会

委員 阪本 和久 潮来市日の出地区代表区長

委員 土子 志信 潮来市日の出地区副代表区長

オブザーバー 国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所

オブザーバー 茨城県 土木部

オブザーバー 東京電力 竜ヶ崎支社

オブザーバー NTT東日本 茨城支店

オブザーバー 日本瓦斯 潮来営業所